

第19回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成24年9月7日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、石川一郎、久保明彦、金剛育子、坂口圭豊、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、新川達郎、西野由紀、野口義晃、舟津麻子、松井成樹、松井恒夫、三谷桂和、村島哲郎（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 中野隆文（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

田井中靖久（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課参事）、佐野敏之（建設交通部都市計画課参事）ほか

【一般傍聴 3名】

【報道機関 1社】

第4 内容

1 開会

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは定刻になりましたので、第19回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日は皆様お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。

最初に1点、ご報告をさせていただきたいと存じます。公募メンバーでご出席していただいております小川遥様でございますけれども、環境省の職員として採用されたため、府民会議のメンバーの資格要件であります国家公務員でないこと、及び京都府内に居住ま

たは勤務していることに該当しないこととなり、メンバーの辞退の申し出がございました。残念ではございますが、事務局で受理させていただきましたので、この場を借りてご報告させていただきます。

それでは、本日の行政メンバーを紹介いたします。京都府京都土木事務所長の中野隆文でございます。

○中野（京都府京都土木事務所長）

中野でございます。よろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の藤原倫也様でございます。

○藤原（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

なお、本日は、飯塚隆藤様、川嶋瑛莉様はご欠席でございます。また、川崎雅史様は所用でおくれるとのご連絡が来ております。

続いて、京都府の出席者を紹介いたします。

私、建設交通部河川課長の田井中でございます。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。そのほか関係の職員が出席いたしております。

議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をさせていただきたいと存じます。本日は資料として、次第、出席者名簿、裏面が配席図となっているものでございます。それと、資料1から6までをご用意させていただいております。不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田先生、議事進行をどうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○金田座長

本日もまた、朝夕は急速にましになったんですけれども、日中外では結構まだ暑い状態が続きます。こういうのを残暑厳しい折りがらと言うんだろうと思いますが、そういう立派なあいさつができないのが私でございますので、早速議事に入らせていただきます。

先ほど紹介いただきましたように、小川さんは環境省に就職されたということですが、それ自体はおめでたいんですが、住所も動かされて、かつ環境省という役所にご勤務され

たということで、ご辞退ということで残念ですけれども、それをお受けざるを得ないという事務局の話になるほどと思ひまして、ご了解いたしました。特に改めて、そのための後任という方をお願いするということはないで、皆様方とともに府民会議を進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 今後議論する課題について

○金田座長

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の1番、「今後議論する課題について」でございます。前回のこの会議で、今後議論をしたほうが良いというような課題を出していただきました。非常に熱心にたくさんお出しいただいたものを整理して、事務局のほうでお示しいただいたものでございます。まず説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

河川課の高野です。どうぞよろしくお願ひします。それでは、資料1にもとづきまして説明をさせていただきます。

この資料1ですけれども、これは、今回以降、第3期メンバーで意見交換をいただく内容について整理をさせていただいたものです。今座長からもございましたように、前回の会議のときに意見交換する議題を出していただきたいとお願ひしましたところ、後ろに2枚つけていますけれども、さまざまなお意見をいただいております。また、前回もご説明しましたが、これまで積み残してきた議題もございますので、これらを改めて整理したものが1枚目のペーパーでございます。

できるだけ鴨川条例の内容について幅広く議論ができますように、分野、それから項目につきましては、基本的には条例の項目立てに沿った形で分けてございます。それから、内容の欄につきましては、議論があまり細かく限定的なものにならないように、幅広い議論ができますように記載をしております。赤字の部分が今回メンバーの方からご提案いただいたものでございまして、黒字の部分が第2期からの継続のものでございます。それから、表の右側に実施回という欄がありますけれども、これにつきましては、この第3期につきましては、今回を含めてあと7回予定をしておりますので、事務局のほうで目安ということで便宜的に割り振りを行っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○金田座長

ありがとうございます。資料1の2枚目と3枚目にある、表裏の合計3ページのものが、提案をいただいたテーマでございます。それを少し大きくくりにして、議論がしやすいような形にしてみると、その資料1の1枚目のような状態になります。資料の準備等が必要なものもございますので、本日が第19回でございますが、25回までの間で、こんなふうに議論をさせていただいたらどうかという提案でございます。何かご質問などございませんでしょうか。

これは、これから意見交換をし、ご議論いただくということでございますので、できるだけ大きくくりにして、広く意見交換ができるようにするというのが趣旨ですので、折々にご意見をいただけたらありがたいというふうに思います。基本的に、実施回というのも今の段階での仮の割り振りですので、準備の都合上、前後したりすることがあると思いますけれども、そういう形で準備をして進めていただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それではそういうふうにさせていただきたいと思います。

(2) 鴨川上流域の状況について

○金田座長

議事の2番目に入らせていただきます。「鴨川上流域の状況について」でございます。これにつきましては、前回もご質問がございました。事務局のほうで情報収集して整理をしていただきましたので、まず事務局からご報告をお願いします。

それと、申し上げるのを忘れてましたが、今当たり前のように座ってますけど、従来と座るパターンを変えられたようで、事務局の話が今までも非常に多く、今後も多いというのは当然ですけれども、ちょっと話が遠かったので少し前に出ていただいて、我々のほうはコの字型になっております。そういうふうに再検討していただきましたので、これでしばらくやってみたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは説明をお願いします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料2に基づきまして、鴨川上流域の状況についてご説明をさせていただきます。これも前回の会議で条例に基づく禁止行為等の指導状況について説明をさせていただいたところですが、特にこの鴨川上流域の状況についてももう少し整理して説明するようにということでございましたので、今回改めて説明をさせていただきます。

まず、環境保全区域の目的等でございますが、これは、鴨川の清流を守るため、鴨川等の区域に土石等の流入を防止する必要があるときは隣接する一定の区域を環境保全区域と

して指定できるということとなっております。河川法におきましても、治水上の観点から河川保全区域というものが指定できますけれども、この鴨川条例では、あくまでもこれまで長い間受け継がれてきた鴨川の清流を守るということを目的にしております。これは、条例をつくる时候にも、既存の河川法で対応できるのではないかといった議論もあったと思いますけれども、これは、京都府の財産であります鴨川の清流を守るという理念のもと、条例で許可制となったところでございます。

次に、環境保全区域の指定状況でございますが、これにつきましては、雲ヶ畑の鴨川の起点から、鞍馬川との合流点までを区域指定をしております。それから、3番目の区域内の行為でございますが、これまでの許可件数は2件ございまして、平成21年12月と平成22年2月に許可を行っております。目的としましては、木材置き場を造成するための盛土、擁壁の設置、それから、所有されている土地の水際を保護するためにコンクリートブロックを設置するといったものでございまして、この2件につきましては、既に行為は終了しております。

それから、支川の状況でございますが、支川につきましては、鞍馬川の全川を河川法によります河川保全区域に指定しております。なお、静原川と貴船川につきましては、特に指定はしてございません。

それから、他法令の適用ですけれども、このページは裏面に渡っておりますけれども、鴨川条例なり、河川法のほかに、ここに掲げておりますような法令があります。それぞれの法令につきましては、所管する行政庁で規制なり、指導を行っているといったところでございます。

最後に、指導状況でありますけれども、鴨川環境保全区域内の施設につきましては、先ほど説明しました2つの許可施設を含めまして、既存の施設は10件程度あるというふうに確認をしております。既存の施設でありましても、条例施行後に新たに掘削とか盛土など、条例の対象となります行為を行う場合は、許可対象となりますため、巡視につきましては、京都土木事務所において月2回区域全域で実施をしておりますけれども、特に許可施設と既存施設に注視しながら巡視を行っているところでございます。

それから、盛土等の行為について確認した場合は、行為者からヒアリングを実施しまして、条例の許可行為に該当すると確認された場合は、指導を行うこととしております。

土砂の仮置き等におきましても、月2回の巡視において注視をしております、恒常的な行為と判断される場合は、許可対象行為として指導を行うこととしております。

こういった巡視を続けておりますけれども、現在のところ鴨川条例にかかる違反行為は特に確認はしてございません。

さきに説明させていただきました他法令につきましては、主に京都市のほうが所管してございますが、京都市が行う指導に京都府のほうも同席をしたり、行為が確認された場合は相互に情報提供を行うなど、連携を図りながら対応しているところでございます。

なお、支川の鞍馬川、貴船川、静原川につきましては、特に定期的な巡視までは行っていませんけれども、現在のところ取り立てて何か問題となるような案件というのは発生していない状況にあるかと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。特に関連する法律について整理をしていただきましたので、便利だと思うのですが、内容についてご質問等があると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中

田中でございます。いろいろ努力していただいてありがとうございます。

もう少し教えてほしいところがあるんですが、この流域の状況の2番目の「河川区域の隣接地における行為の規制について、治水上の観点から河川保全区域がある」というのは、治水上の観点から河川保全区域があるんですか。合流地点から上流にもあるんですか。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

河川課の渡辺と申します。鴨川につきましては、この環境保全区域が指定されています。鴨川の起点から鞍馬川の合流点につきましては、河川の環境保全区域の指定はありません。

○田中

ないということですね。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

はい。

○田中

治水上の観点からというのは、特に強調してあるわけなんですけど、そのところはどうか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

河川課長の田井中でございます。環境保全区域をまく場合は、築堤部とか治水上の観点

から保全しておかないと堤防が壊れたり、いろんな補修をするときに支障になるので、保全区域として一定の区域をまいてるところがございます。ただ、今申し上げました鴨川の起点から鞍馬川のところは山つきのいわゆる堤防も何もなく川が谷筋を流れ下っているところですので、治水上の観点で何かそういう行為をするような場所ではございませんので、ここについては、保全区域はまかせていただけないということでございます。

○田中

はい、わかりました。

それから、もう一点なんですが、裏側の砂防法というのがあるんですが、この砂防指定地域というのは、合流地点から上流にございますか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

京都土木事務所の管理室長の木寺と申します。鞍馬川との合流点から上流は、ほとんどところで、国有水路敷が砂防指定地です。つまり、水が流れている部分が砂防指定地。それ以外に、これは非常に表現しにくいんですが、鞍馬川の合流点から関西電力の水路あたりまでの間で、部分的に川の真ん中から30mというところまで砂防指定地がされている部分もあります。原則は、青線（水が流れている部分）のところが大体砂防指定地。それで部分的にそれを超えて30mのところまで砂防指定地というふうに指定されています。

○田中

特にその表示などは、砂防指定地という表示はしてないんですか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

非常に重要性の高いところは、丸い看板で砂防指定地というのを表示をするようにはしてあります。

○田中

そこから上流、一級河川の起点までは、特に指定して表示してあるところはないんですね。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

はい。それ以外に砂防というのは、もともと面指定と言いまして、山のでっぺんから非常に広い範囲の広大な敷地を指定している部分が何か所かあります。そういう部分については、下の道路沿いなんかには全体の広いエリアを示す意味での丸い看板が立っているというところもあります。

○田中

ありがとうございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○村島

村島でございます。ちょっとお聞きしたいんですけども、鴨川の雲ヶ畑に向かっていく道沿いに、産廃物なのか、何か家を壊した木材みたいなのが置いてあるところがあるんですけど、あそこの道沿いにずっと工事現場のような塀が立ってますよね。これは許可されてることなんですか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

何か所かそういう作業場、土場として、現在行為をされている箇所がありまして、そういった部分については、今申し上げました幾つかの法令の中で、京都府が担当します河川法ですとか、鴨川条例ですとか、砂防法、こういったものにかかわりがあるところはほとんどないのです。要するに、中で盛土は、以前はされていましたが、今、鴨川条例が制定されて以降は、鴨川条例にかかわるような行為をされていませんから、それが急に鴨川条例に該当するような行為をされるといけないので、月2回見回っているという状況です。私どもは、盛土行為とかそういった行為の確認をしますので、囲いとか、そういった行為に対しては権限がないということになっております。

○田井中（京都府建設交通部理事）

補足させていただきますと、鴨川の水が流れているところのこちら側に民地がございますので、その囲いをされているのは当然民地のところの道路側をお囲いされているだけです。鴨川保全区域のところ盛土行為とかをされると鴨川のほうに土砂がずってきて、清流の鴨川が後世に残せない可能性がある。このたびこの条例で鴨川保全区域というのを設定させていただきました。それは、先ほどの少し、1ページにもございますように、土地の掘削、盛土、または切土、その他土地の形状を変更する行為、または工作物の新築または改築しようとするものは知事の許可が必要ということで、ある一定のエリアの区域の中でそういうことを新たにしようとする方については許可が要るんですけども、従前から民地でされていたものにつきましては、条例制定前については監視をして新たなことはされていないかチェックはさせていただいておりますが、特に法律とか条例の場合は、以前されている方まで遡及してそういう許可が必要ということではできませんので、そういうところまでの許可は不要ということになってございます。

○村島

例えば、景観を損ねてるとか、そういうものにはかからないわけなの。その、道路を走ってましたら、要するに、工事現場みたいな鉄板みたいな塀がされてますよね。完全にもう、景観は損なわれていますよね、あの部分というのは。

○田井中（京都府建設交通部理事）

鴨川条例は、まさに鴨川としての河川の機能を損なわないということになってますので、どちらかという、道路から見ての景観とかがどうかということになると、それぞれここにあります自然風景保全条例とか、いろんな条例の趣旨がそれぞれございますので、そのどこかに当たるかどうか。

○村島

別のものになるわけですか、それは。

○田井中（京都府建設交通部理事）

はい。あるいは、野焼きとか産業廃棄物みたいな話になりましたら、一番下にあります廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのに抵触されるだけでございまして、必ずしも鴨川条例の保全区域が何でもというわけではなくて、我々の管理ではあくまでも鴨川等の清流を守るために土砂等の流入を防止するという目的で保全区域をまいてますので、その趣旨に沿った行為としての許可行為を定めて、そういうときはちゃんと許可をとって、きちんとそういう土砂等の流入は防止されるような構造なりじゃないといけませんよということで、一度ご報告させていただいたんですが、構造基準とか、そういうことも定めさせていただいた上で、許可書に求めております。そういう観点と違うものにつきましては、こちらに関係するいろんな条例とか法律がございまして、それぞれの法律にのっとっていくということで、指導なんかにつきましても、京都市の指導に同席したりというのは、例えば、こういう廃棄物なんかのご指導に行かれるときに一緒に行って状況を確認したりとか、連携はさせていただいてますけど、それぞれがそれぞれのそういう趣旨にのっとって、やっておるといのが実態でございまして。

○金田座長

今話を、単純化してしまうと語弊が出てくるかもしれないんですが、極めて単純化するとすれば、鴨川条例制定以前、あるいはそれに関連して鴨川環境保全区域の設定以前からあるものについては、直接河川敷の改変に結びつくもの以外について、直接府の行政がタッチすることは難しい、できないという理解になっちゃうんでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

おっしゃるとおりだと思います。それに先ほどご質問がありましたが、砂防法でいう砂防指定地、これも当然ありますので、現在パトロールしてる箇所がそういった法令に抵触しているかも確認していますが、そういった場所には該当しません。

○金田座長

そうすると、今のご意見のように、実際に鴨川の清流を求めて上流へさかのぼっていくと、現実に法律上の取り扱いはどうであれ、現実にそういう作業の施設が仮のようなあんまり景観によろしくない形のもので囲われているというのは、今のところどうしようもないということになるわけでしょうかね。

○田井中（京都府建設交通部理事）

条例を制定させていただいたときも、板で囲われるかどうかは別として、そういう鴨川の清流を後世に引き継いでいくために、少しでも、そういうことが拡大しないように、あるいは、やられるんなら、ちゃんと鴨川に影響のないように、土砂等が流入していろいろと清流鴨川を守れていけないようなことのないようにという趣旨で、制定させていただきました。それ以降については、今の2件ご報告させていただいたように、きちっとした形で指導もやらせていただいていますし、今後とも、清流をきちっと守っていこうとは思っておりますけれども、どうしても法律的に申しますと、家もそうなんですけど、よく既存不適格とか言われるんですけど、前の法令にのっとって家を建てて、新たな規制が入ったからといって、お家を必ずそれに直さないといけないというところの義務まではないのと同じように、なかなかそこまで従前からやられてる方にその条例の効力を及ぼすというのは、法制上は難しい、いわゆる不遡及というのが原則ということになってございます。

○金田座長

そうすると、今ご指摘のように大きな問題として残るんですけれども、それをどうするかというのは、これからのまた別の議論であって、現状としては、この鴨川条例制定以後の鴨川の環境保全という点では、それ以後の拡大等は防ぐように努力ができていますが、まだ問題は全部すべてが解決したわけではないという理解で、とりあえずは先に行ってください。

この件については、また後日いろんな可能性がありましたらまた改めてご議論いただいて、こういうことも考えないといけないのではないかとのご提言はまたいただける可能性はあると思いますが。はい、どうぞ。

○田中

すいません、一言だけ。

再度確認しておきたいんですが、条例ができるまでの既存の設備、いろいろああいふ開発については、なかなか規制できないという議論だったと思うんですが、しかし、その既存された施設であっても、この条例に違反する、つまり、川に直接土砂が、土石が入ったり、あるいはいろんな形で盛土をしたりする行為で、川に影響が明らかにこれは出てくるだろうと思われる事項に対しては、やはり指導なり、いろんな形でされるというふうに理解したほうがいいと思うんですが、どうなんでしょうか。そここのところをはっきりしときたいんですが。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

それはおっしゃるとおりです。それを目的に我々も月2回パトロールをしてるということです。

○金田座長

はい、どうぞ。

○高橋

すいません。もう少し聞きたいんですけども、法律的なことは金田先生もおっしゃったように、さて置いといてということになると。よく川の底を見るんですけども、高野川と鴨川を比べてみると、北山の橋のあたりで、川の底のヘドロが鴨川のほうが非常に多いんですね。これは目視だけのことなので、具体的に数値を調べてみたりとか、地理調査してみたわけではないんですけども、妙に鴨川のほうが川の底の汚れが多い気がします。それが1つ。その原因が何かということもちょっと一度調べていただきたいなど。

感覚的に見ますと、高野川の上流には産業廃棄物、今問題になってる産業廃棄物の処理工場はありません。一部あったんですけど、今なくなってるところもあります。土をとる工場は2つほど大きな工場がありますけども、そこは、川から道路を隔てた山側にあります。ところが、鴨川の上流のほうは、鴨川の河川、要は川の水が流れてるそのふちそのものに産業廃棄物の処理工場があるんですね。そうすると、最近のように大量の雨が降ると、その産業廃棄物処理工場へ降った雨水が産業廃棄物処理工場の中を流れて鴨川に流れ出てるのではないかという気がします。私はよく雲ヶ畑までトレーニングで走るんですけども、雨の降った後、あるいは荒天が続いた後なんかは、この産業廃棄物の処理工場の周辺を見ますと、水たまりが非常に、何ていうんですかね、毒々しい色の水たまりが幾つも

見られます。それは、鴨川の流れのすぐそばです。ということは、先ほど申しましたように、降った雨がしみ込んで、いろんなものを鴨川へ流してるのではないかなど。その結果、ヘドロにもなっている。前回鴨川の底の浚渫をされたときに、すごいヘドロのにおいが。いろいろお話を聞くと、過去からの堆積物の掘り返しで、そういうものが出てきたというお話も聞いてるんですけども、その辺を法律だけではなくて、いろいろ数値的にも調査をしていただいて、じゃ、それに対応、その原因は何か、原因を特定し、それから、その状況を改善するためにどうすればいいのかということをちょっと考えて、行政の方々には考えていただきたい。で、いろいろ今ご説明いただいた法律については、それはそれでよくわかるんですけども、現実問題として、今申し上げたようなことを、認識して、少し改善をお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○金田座長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

先ほども申しましたように、資料2の一番下に他法令による規制もございまして、京都市の指導に同席したり、行為が確認された場合には相互に情報提供を行ってるということで、当然、こういう、市の廃棄物部局とは連携させていただいて、一緒に指導に同席させていただいたり、我々は気づいたことは情報提供もさせていただいてますし、向こう様方のほうでやっぱりお気づきになられたことは我々にも教えていただくようにして、連携させていただきながら、今いろいろとやりとりはしてるところです。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

引き続きお答えいたします。昨年も京都市のほうへいろんな関係の方から通報がありまして、市が、関係しておられる法令上怪しいというような箇所に入り込みを実施されました。その資料2にありますように、私どもが所管します法令と申しますのは非常に限られております。河川法、鴨川条例、砂防法、ほぼこれに限定されますので、私どもは京都市が所管されている宅造規制法、都市計画法、それに一番下にあります廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の風致なり、自然風景条例、これらに基づいて立ち入りをされる際に同行して、その際に鴨川の水辺との離隔、それと斜面の傾斜、そういったものを確認をして、異常はないということは確認をしているということです。

今、メンバーがちょっと言われましたが、これは京都市が本来コメントされるべきだと思うのですが、その産業廃棄物処理工場というものは、原則的に市のほうにおかれては、

多分認めておられない、そういったもの自体がないという整理をされているのではないかと思いますので、この点は、この場でそういう廃棄物処理工場と言われるのはまだ市のコメントを得ないと確かなことは言えないのではないかなと考えております。

○金田座長

市のほうで何かご発言ございますか。

○藤原（京都市建設局水と緑環境部河川整備課長）

環境部局ではございませんので、明確なお答えは差し控えさせていただきます。

○金田座長

そうですか。はい、どうぞ。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

直水質の関係で言わせていただきますと、以前にも少し報告させていただいたと思うんですけど、水質の環境基準というのがございまして、水質のきれいさからAAとかA、B、Cという段階分けで指定はされています。鴨川で言いますと、ちょっと今データがないので細かく言えないんですけど、たしかAAかそれぐらいの基準で設定されていて、毎年クリアされているような状況ですので、水質の関係から言うと、定期的に調査をされて、一定の基準にクリアされてるというような状況であるかと思えます。

○金田座長

ありがとうございます。今の状況のご説明も前に伺ったということを記憶しておりますが、ただ、同時に高橋委員のほうからご指摘のありましたように、少なくとも視覚的には、あるいはにおいということもおっしゃったと思いますが、問題があるように思えるということですが、視覚的な問題というのを何らかの形でデータとして確認するという事は可能なんじゃないかな。

はい、どうぞ。

○中野（京都府京都土木事務所長）

高橋委員がおっしゃった産業廃棄物工場という言い方が法律に合ってるかどうかははっきりしないという説明を事務局でさせていただいたわけで、そういう施設がないという意味ではないというのをまずお断りさせていただきます。それが法律上どういう位置づけになってるかというのは、京都市の見解を聞かないとわからないという意味でございまして、ご理解いただきたいと思えます。

それと、そこからの水の流れ出しで汚れているよというお話もございました。その辺は

我々月2回の点検以外にも京都市と連携をしながら注視はしていくという思いを持っております。これも申し上げておきたいと思えます。

あと、底質の関係なんですけども、環境調査は京都土木事務所が発注をしてやっておりますので、その中でどういう調査ができるかというのも検討はしたいと思えます。底質調査になると思うんですけども、どこまで確定できるかというのはちょっと我々も不勉強な部分がございますので、コンサルタントとも相談しながら何か特定できるようなものがあるのかを含めて、宿題にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○金田座長

そうしましたら、今のお話のように、そういったことを技術的に可能かどうかということを含めて少しご検討いただき、可能であればそのデータをまた確認をしていただくということに、とりあえず本日のところはさせていただきたいと思えます。

ほかに何かご質問などはありませんでしょうか。はい、どうぞ。

○松井（恒）

松井です。ちょっと話が変わるんですけども、鴨川の上流ということで、最近いろんなところで土砂災害とかいろんな災害が起こってますけれども、水から見ての立場ですよね、京都府たちは。その、そういう懸念される箇所というのは、何か所があるかと思うんですけども、そういうパトロールとか、それに対する事前的な危険区域の設定とかの状況はどうなってるのかなど。ちょっとお聞かせ願ひたいなと。

○金田座長

我々は一番上流側のところについて詳しくデータを確認してるわけじゃないんですけど、下流のほうの時間あたりの流下量に対応して河川の容量がどうであるとかということは、何回もお聞きしてるわけですが、上流のほうについて何か今のところデータがあればご提供いただきたいんですが、いかがでしょう。

○中野（京都府京都土木事務所長）

ご指摘の、今まで例を見ないような豪雨等がある中で、ご心配いただいているのはよくわかりますし、我々も心配をしておるところもあるんですけども、治水上の話からいきますと、先ほど事務局のほうからも申しましたけども、上流域につきましては、山づけの部分が大部分がございますので、治水上、割と安全性は保たれているというふうに思えます。ただ、土砂の流れ込みや流木での閉塞というようなことにつきましては、これはちょっと

想像がつきにくい部分がございますので、出水の後の点検等はこれからもしていきたいと思っております。

それと、鴨川そのものの治水安全度の関係ですけれども、先ほど座長もおっしゃっておられました、中流域から下流域にかけては危険な部分も確かにございますので、その辺を重点的に今整備を進めておるといことでございます。それから流量観測地点を設けておきまして、洪水予報という、事前に危ないよというような予測ができるシステムを我々は持っておりますので、インターネットや、テレビのデジタル放送のDボタンによってデータが出るようになっておりますので、そういうもので情報提供していくというようなシステムをつくっておるといような状況でございます。

○田井中（京都府建設交通部理事）

ちょっと帰りまして確認してまたご報告させていただきますけど、砂防課のほうで土砂災害の危険区域の レッド、イエロー、そういうものを今順次調査をしております、個人的に恐縮なんですけど、私の家はイエローかな。山科なんですけど、山の斜面のところでどこかが崩れたときに、流れ下ってくるような、そういう調査もしてまして、そういうところも今危険区域としてご公表するようにしまして、いろいろ調査も進めておりますので、そういうところの現状についても、また少し機会を設けてご説明をさせていただければと思っております。

○金田座長

すいません、今の説明していただいたテレビのどこかを。

○田井中（京都府建設交通部理事）

京都府とNHKの京都放送局で連携させていただきまして、デジタル放送に移行したのを機会に、今の、いわゆるNHKの京都放送局、いわゆる2チャンネルにさせていただきますと、そのときにデータというボタンがあるんです、地デジの中に。それを押していただきますと、出水期は必ずトップの二、三項目目に、京都府の河川情報が出ております。そこへ動かしていただいて、決定ボタンで押していただきますと、それぞれお住みの京都市内でしたら鴨川とか小畑川とか、西高瀬川とか出ますし、八幡にお住みの人だったら、大谷川とか防賀川とか、それぞれの地域ごとに少し区域を分けて、それぞれの川の水位と過去一番高かった水位、あるいは各河川1カ所ずつなんですけど、監視カメラの画像が出るようになっております。私どもインターネットとか携帯電話とか、そういうものでまず最初に河川情報の提供を始めさせていただいたんですが、私の両親もそうなんですけど、なか

なかご高齢の方はパソコンとか携帯電話というのがなかなかお使いになりづらいと。ちょうど地デジ移行もありまして、テレビでそういうことがご提供できれば、少し手順を覚えていただければ、家の地デジで川の情報が出せるということで少しNHKの京都放送局のほうといろいろご相談させていただきながら、今、全国で十数局同じようなことを取り組んでいただいているくらいでして、非常に京都というのは、そういう意味では、NHK京都放送局は非常にご熱心だったものですから、全国的には一番早いようなところで、そういうことをし始めさせていただいて、できるだけ府民の方々、多数の方に今自分の住んでる家の周りはどんな状態なのかということをお知りいただけるようにはしてございますし、ことしの6月からは、今まではなかったんですが、携帯電話で監視カメラの画像もごらんいただけるようにしたりとかして、できるだけ自助、共助、公助と申しまして、自分の身は自分で守る、周りと一緒に守る、そして、いわゆる行政が守るということで、そういう自助、あるいは共助していただくためには、状況がわかりませんとできないものですから、そういう情報発信には務めさせていただいているところでございます。

○金田座長

ありがとうございます。地上デジタル放送で、どなたでもその情報にアクセスできるようになっていて、そこにデータをちゃんと提供してくださっていると理解をしてよろしいわけでしょうか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

はい。

○金田座長

ということだそうですので、その点は大変ありがたいと思いますが、しかし、最近の状況というのは、いろんなところでいろんなことが起こっております。実はそう申し上げてただいまの時間も、宇治市の先日の水害対策での集まりに府の幹部の方が対応の説明に行っておられるんだと思います。そういったことも身近に起こっておりますので、それは大変重要なことだと思いますが、情報提供という点では大変努力していただいているというふうに理解をさせていただきたいと思います。

ほかに何かご質問などございませんでしょうか。

○新川

少し話戻って恐縮なんですけど、支川域の静原川と貴船川の地域についての先ほどのご説明で、監視というかチェックというかをされてるようなニュアンスのお話をお伺いしたん

ですが、どれぐらいの頻度でどういうチェックの仕方をしておられるのか、もしおわかりになればお教えいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

先ほどの答えの中では、鞍馬川、静原川、貴船川については、原則巡視パトロールはしていないとお答えをしました。実際に貴船、静原、鞍馬、いずれも、両側に非常に近くに人家がありますので、人家の方々からの情報を得て、すぐ動ける体制を確保しています。こういったところが実態でして、定期的に巡視はできておりません。

○金田座長

ということですが、よろしいですか。

○新川

そのお話を伺ってますます未指定の区域をどうするかということ、それから、合わせて既存不適をどう考えていくのか、また支川区域については予防的な観点からも今後どういうふうにこれを、この会議としても考えていくのかというのを改めて考えないといけないかなというふうに思いました。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。まだ先ほどの既存のものに関する景観上の問題とか水質の問題とかというのは若干残っておりますが、合わせて恐らく課題として残るんだろうと思いますが、ほかにご質問などございませんでしょうか。

そうしましたら、この2つ目の議題でございますが、こういった状況を整理して報告をしていただきました。その上でご質問、ご意見等をいただきまして、今の点が残りますけれども、それはまた改めて、水質に関しましても可能性を含めて検証の可能性も含めてご検討いただけるということでございますので、その点は課題として少し先送りをさせていただくということにしたいと思います。

本日といたしましては、3番の議事に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（3）鴨川公園におけるゴミ箱の改善方策について

○金田座長

3番は、これは今までも結構何回も出てきたごみ箱の話でございます。鴨川公園におけるごみ箱の改善方策についてということでございますが、これにつきまして、まず事務局のほうから説明をお願いします。

○大井（京都府都市計画課）

都市計画課公園担当の大井と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。鴨川公園におけるごみ箱の改善方策についてということで、これまでからも議論、この府民会議で議論いただいている内容でございますけれども、前回の第18回以降取り組んできました、まずは利用者さんの声も一遍聞いてみようということで、つい先日なんですけど、8月19日、それから8月20日、日曜日と月曜日、休みの日と平日ということで2日間にわたりまして、利用者さんのアンケートというのを実施しております。実施しました場所は、京都土木事務所のあります北山大橋から丸太町橋の両岸で、鴨川公園を利用していただいていた散歩されている方、ベンチで座っておられる方などからアンケートを実施いたしました。

1枚めくっていただいて、円グラフが幾つか書いてありますけれども、それ以降が今回実施しましたアンケートの調査結果でございます。回答は2日間にわたりまして、238人の方からご意見をいただいています。男女どちらかということ、男性のほうが多かったんですが、60%男性、40%女性です。年齢につきましては、右上のグラフですけど、非常に幅広くいろんな年代の方からアンケートがとれたのかなというふうに思っています。居住地、住んでおられるところですけども、やはり実施しました場所の近くということで、北区、上京区、左京区といった沿川の住民の方が非常に多くありました。

1枚めくっていただきまして、鴨川公園をどのように利用しているかということでお聞きしましたところ、ほぼ毎日使っているような方も多くおられました。それから、主な利用内容はということで、やはり一番多かったのは、散歩・ジョギングというような方が50%を占めています。そのほか多かったのは、「休息」でありますとか、「サイクリング」、あるいは子供を遊ばせるためといったような利用のされ方が多かったところです。

ごみ箱についてということでお聞きしていております。「ゴミ箱があることを知っていますか」、それから、質問内容としましては、「ゴミ箱を利用したことがありますか」、「ゴミ箱のゴミがあふれたり、散乱しているところを見たことがありますか」、それから「ゴミ箱に家庭ゴミや廃棄物が捨てられていることを見たことはありますか」という問いをしました。ごみ箱の存在については知ってますよという方が圧倒的でした。利用したことはあるかということに対しては、約半々の回答でございました。散乱した状況であるとか、家庭ゴミや廃棄物が捨てられてるかといったようなことにつきましても、おおよそで

すけども、半分の方はそういったものを認識しておられるという状況です。

次のページをごらんください。最後に、「ゴミ箱は必要と思いますか」という問いをしました。Q7なのですが、我々、これまでの鴨川府民会議の議論の中では、割合どちらとも言えないようなご意見だったかなと思って、もう少し半々の結果になるのかなと思ってたんですが、やはり必要なんじゃないのという答えのほうは圧倒的に多く、8割を超える方が必要だというふうに回答されております。それから1つ飛ばしますけども、一番下のところで、「ゴミ箱を無くすことに賛成ですか反対ですか」ということに対する回答としましては、60%の方が反対というご意見でございました。

先にアンケート結果をずらっと紹介させていただきますが、ごみ箱をなくすことに対する賛否の理由としましては、賛成の方のご意見は、やはり基本ごみは持ち帰るものですよといったような意見が多くございました。それから、反対と言われる中には、なくすといろんな場所に捨てられてしまうんじゃないかといったような意見が多くございました。

それから、最後に、1枚めくっていただきまして、質問の10番目の項目ですけども、「ゴミ箱を無くす場合、どのような広報が必要ですか」という問いに関しましては、やはり、現地における看板の設置というのが一番効果的なのじゃないかなというご意見をいただいております。

それから、あと、もう一枚非常に細かい字ばかりの資料で申しわけないんですが、自由にご記入いただいた意見として、一番多かったのは、犬のうんちは持って帰ってほしいという意見が多くございました。すべて読み上げると時間もかかりますので、また目を通していただければというふうに思っております。

このようなアンケートを実施したわけなんですけども、このアンケートの意見を踏まえながら、以前からちょっと提案させていただいておりますが、試行調査ということで、検討した案が、1枚目の資料の2つ目の四角の囲いから以降で、今回提案させていただく案でございます。

1つ目の試行調査でございますけども、ごみ箱を減らした場合の調査ということで、ごみ箱を減らした場合の高水敷のごみの散乱状況を把握してみたいなというふうに思っております。方法としましては、現在ごみ箱が数多く設置されています区間におきまして、一時的にごみ箱を減少させて、その減少の前と後という形でごみの散乱状況を調査したいというふうに考えております。実施しようとしている場所は2カ所ございまして、1つは荒神橋から丸太町橋の左岸、それから、もう1つは北山大橋から北大路橋の左岸で実施して

みたいなというふうに考えてます。この場所を選定したのは、以前にもこの会議の資料としてお渡ししたかと思いますが、ごみ箱の設置状況、ごみ箱の数が幾つ設置されているのかといったような図面をお渡ししたかと思うんですが、この区間につきましては、非常に現在密度が多くごみ箱が設置されてます。上流から下流までごみ箱の設置されている区間でいいますと、おおよそ平均でいきますと、200m弱ぐらいに1カ所ずつごみ箱が設置されているんですが、この箇所につきましては、ちょっと右側に小さな字で書いてますけど、荒神橋、丸太町橋間でいいますと、430mの間に6カ所ございます。また北山大橋から北大路橋にかけては、840mの間に8カ所ございます。おおよそそのほかの区間の全体でいう平均的な設置の密度としますと、6カ所を2カ所に、それから8カ所を4カ所で約200mに1カ所になりますので、それぐらいに減らしてみようかなというふうに考えております。実施時期としましては、11月ごろ、行楽シーズンのころを予定しております。減少前2週間の状況、それから、減少させた後の状況を2週間ぐらいで調査してみたいなというふうに考えております。

2点目の調査としましては、ごみ箱をふたつきにした場合の調査ということで、鳥の被害というものが以前から指摘されておりますので、既設のごみ箱にふたを設置して、鳥類による被害の状況を把握したいなというふうに考えております。場所としましては、以前この鴨川府民会議でも提供させていただきました写真にも鳥の被害の状況をご提示させていただきましたが、あの鳥の被害のありました出町周辺、葵橋から高野川の合流点のところの兩岸に2カ所にふたのないごみ箱が現在ありますので、そのごみ箱をこれも11月ごろに一時的にふたつきにしまして、その前後で状況を把握してみたいなと考えております。

3つ目の提案でございますが、この春に家庭ごみの混入調査ということで実施しました箇所で、特に家庭ごみの混入が目立ちました上賀茂橋から北山大橋の左岸側の2カ所を、公園の出入り口、階段と斜路のすぐ近くにごみ箱が設置されているわけなんですけど、それをその出入り口から離れた場所に設置してみて、家庭ごみの状況がどうなるかというものを調査したいなというふうに考えております。これも調査時期としましては、11月ごろを考えております。

それから、最後でございますが、アンケートの調査をしているときにもいろいろご意見をいただいたんですが、やはりちょっと花見のシーズンのごみというのは別格に多いというようなご意見もいただいています。花見のシーズンの調査につきましては、今後少し時間をかけて別途検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。アンケートをやっていただいて、回答が238件でアンケートとしてはかなりの数で十分なデータ根拠になると思うんですけども、その上で、改善対策の試行をしていただくという案を出していただきました。まず、アンケートの結果につきまして、ご質問などございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○石川

暑いさなかのアンケート調査は非常に大変だったと思います、御苦労さまでした。

なぜアンケートをされるかということ考えたときに、これまでのこの会で出た話の中で非常に大きな要素としては、鳥の害があるから、ごみ箱を減らしたほうがいいのか、網をかけたほうがいいのかという議論がありましたけど、アンケートをとるときに、その鳥の害があるからということをお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○大井（京都府都市計画課）

アンケートの際には、アンケート用紙に鳥が散らかしてる写真もつけて、こういう状況になってますというのはお知らせした上で、アンケートにお答えいただいております。

○石川

この一覧からはちょっとそういう前提がうかがえないので、何もそういう前提がなくて聞いたのかなというふうに思っていました。ということであるなら、わかりましたけれども、そういう前提なしで、もし聞いたんだとしたら、その鳥のことを言って聞いた場合に結果が大分変わってくるんじゃないかなというふうに思いましたので、今確認させていただきました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

ただいまお聞きした意見と同意見なんですけれど、私もこの文章を見た限りでは、野鳥に与える影響などは話さずに、ただのアンケートを実施されたと思いました。カラス等の、野鳥に与える影響等だけじゃなくて、現在では生態系が狂うところまで来ていると云うことを伝えた上でアンケートを実施いただきかったです。何でカラスがいたずらをするのか、カラスが増え過ぎて一般市民にどれだけ迷惑をかけているか、そのために年間約2000羽以上の鳥が駆除されているということ。あきらかに生態系のバランスが狂ってきて

いると思われるほどカラスがふえている、その理由の殆どはごみにありますということを伝えていただきましたかったです。

○大井（京都府都市計画課）

正直そこまでの内容はお伝えできてないというふうに思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

常に鴨川を散策なりジョギングなり利用なさっている方々の場合は、ごみ箱があったらいいというのは当然の結果だと思っております。やはり利用する者であれば、一々ごみの後始末のことまで考えんと、鴨川に来たら、ごみは何とかなるやろうという思いを持っている人もあると思います。またシーズンとなれば、コンビニなりいわゆる外食的な感覚でサンドイッチを買った、その後は、ごみ箱があるから大丈夫やというようなんで、頭から持ち帰りなんか思ってない。典型的な利用では、四条、三条、御池間なんかは、カップルがよくジュース飲んでそのままほって帰る。それがまた何かいい風物詩になっているような、悪いイメージが観光のほうのいろんなテレビ番組でも紹介されておりますけど、とんでもないことでね。やはり私はこのアンケートについては、来場、当然鴨川に来られる方については、そういった結果やと思うんで、ただ、隣接のお住まいなさっている住民の方々からの意見はいかがなものかと。現実、一時は大騒ぎになりました賀茂大橋でのごみの散乱。朝、我々も何回も見ていますけど、カラスがものすごく来て、ごみが散乱した状態もございました。悪臭は放つ、鳥は散乱させる、それでまた風でごみは川の中に流入するとかという状況があって、地域の方はどう考えているんかと。ですから、近隣の方々の意見もやはり踏まえたらいかがかと思えます。

それから、今後、いろいろとごみ箱を置いたり、またふたつきを置いたり、それから減らしていくとかといういろんな計画をなさっていますが、手前どものほうは鴨川の美化運動をしていて、できれば、一回、以前にも私述べたことがあるんですけども、少なくとも10日間ぐらい試験的にすべてごみ箱を撤去なさったらどうかと考えております。通常の河川敷清掃のほうの業者等はチームを組んで入っておられると思います。しかし、すべてが網羅できているわけやないので、今回は、テストケースということで、そういう人員は今までどおりとして、一たん撤去に費用等がかかるかもわかりませんが、少なくとも10月1日から10日ぐらいまで、すべてのごみ箱を撤去し、その状況を見てみる。というの

は、ようけごみができたらどうするんやという形になると思いますが、この10月14日には、きょうの資料に配付されておりますけども、今度は19回目の鴨川の一斉清掃がございます。北は西賀茂橋、南は塩小路橋。また、高瀬川とか白川、明神川、一斉にやりますので、そういった清掃活動によって、その1日から10日まで一斉にごみ箱をなくした後の結果が出てくると思いますので、そういったことも管理者のほうとして一回検討していただいたらいかがかなと思っております。以上です。

○田中

ごみ箱の形も以前に問題になったかと思うんですが、京都市の観光局の方なら御存じだと思うんですが、雲ヶ畑街道には素敵なおみ箱が設置してありますよ。それは四角で、鉄製できてて、編み目も細くて、決してその動物とかいろんなものが寄ってきても、防御できるだけの形になってまして、一度見ていただいたらわかると思います。多分御存じだと思うんですが、一度見てみてください、参考までに。決してごみ箱によって散乱したり、何か動物が来たり、鳥が何か悪いことしたりという光景は見られないぐらいいいごみ箱なんで、それは各町内に、一個ずつ置かれてまして、とてもいいごみ箱だと僕は思っておりますので、一度参考までに見ていただけたらと思います。以上です。

○金田座長

ほか、どうぞ。

○高橋

以前もごみ箱について申し上げたと思うんですけど、ごみ箱を減らす、減らさないと、要は撤去する、撤去しないというだけの論議だけではなくて、今田中さんおっしゃったように、ごみ箱の形状ですね、もう少し考えられたらいかがかなと思うんです。そこにあってふさわしい形というのがあると思います。ヨーロッパのごみ箱なんかを見ますと、非常にカラフルでまちの中に溶け込んで、イタリアなんかですと、非常にカラフルなごみ箱が置いてあったりもします。京都の鴨川にふさわしい形のごみ箱、箱のあり方、あるいはデザインであるとか、機能であるとかということをもっと考えられて、ごみ箱が何かこのまま見ると悪者のように聞こえて仕方がないんです。

先日から、新聞記事にも2回ほど出てますけども、鴨川を利用する利用者のマナーが非常に悪いような印象を受けます。実態を見て、私なんか週に5日ほど鴨川をずっと走りますけども、よく近くの若い奥さんが、火ばしを持って、ごみを拾ってらっしゃる光景を何回も見ます。この間、なぜこういうことをされているんですかというふうに聞くと、子

供が河原で遊ばしてもらってるので、たまにごみ拾いしますという方もたくさんいらっしゃるんですね。

私が言いたいのは、一つは、ごみ箱を悪者にするんじゃなくて、ごみ箱のデザイン、形状を鴨川にふさわしいものということを考えていただきたいのが1つ。もう一つは、ごみを減らすときに、ごみ箱をなくすなくさないというハードな考え方じゃなくて、もうちょっとソフトに、例えば、近所の自治会にごみの清掃を意識するというふうな啓蒙をお願いする、あるいは、これから秋になると、小学校、中学校の運動会が、運動会というか体育祭みたいなものがたくさん鴨川の河原で行われますね。それは全部河川課で恐らく認可されていると思うんですけども、そういうときに、鴨川を楽しく使うために、あるいは学区でごみのことについてももう少し意識を持ってもらうような啓蒙を、強制ではないですけども、一緒につけ加える、そういう活動もしながら、ごみ箱全体について私は考える必要があるんじゃないかと思います。

ここで出ている案については、ごみ箱をとるとか、とらないとか、それが非常に書いてあるんですけども、今申しましたように、ごみ箱の形状はそこにあってふさわしいデザイン、形というものもあって、決して見苦しいものではない、というふうなことを考えていただきたいというのと、ソフト面で近隣住民の人たちに協力を呼びかける、あるいは鴨川の利用者に協力を呼びかけるというふうな2つの方法が別にあるんじゃないか。それもトータルにまとめて、ごみ箱の改善策ということに私はしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、今のいただいたご意見は、基本的にごみ箱そのものの形状を考えるべきだというのが1つと、それから、鴨川の美化やその維持についての多くの方々へのインフォメーションとか、そういったことも含めて、ソフトの分も含めて考えるべきだという点だと思います。もちろんそれには近隣住民の方々も含まれておりますが、それも含めて考えるべきだというご意見が一つで、これは、これから検討すべきことだと思いますが、その前に一つこのアンケートそのものに関してのご要望もありましたけれども、やってしまったものですので、やるとしたらまた後になります。とりあえずアンケートに御苦労していただいたことを踏まえてどう考えるかという考え方になりますと、このアンケートの結果を踏まえて、一度ごみ箱の数を減らしてみるところと、ごみ箱にふたをちゃんと設置

してみるところと、家庭ごみなどがどのくらい入ってるかどうかということをお調べということと、これは期限を11月ごろということ、期限を切って、これをとりあえずまず試みにやってみて、そのデータをとるということをお考えになっているとのこと。ただし、それに関しては、もう一つ杉江委員のほうからのご発言がありましたが、10月14日にどのみちそこでやられるから、万が一汚れた場合は、そこで一生懸命努力をするということにして、一度撤去してみてもどうかというアイデアのご提案もありました。

それで、本日については、せっかくいろいろと考えていただいたので、何らかの形で改善策のデータをとるためのことをやってみないとわからないという部分も実は残っておりますので、やってみたらどうかと思うんですが、まずはそれをやってみるということになると、事務局のほうでご提案された3つと、プラス、もう、どんとやめてしまったらどうなるのかということと、その4つの可能性ということになるわけですが、いかがでしょうか。

はい。

○川崎副座長

最後の座長がおっしゃった、やめてしまった場合のことなんですけれども、部分的区間、例えば三条―四条間だけやめるとか、このアンケートを見てますと、住民の方々の問題、第一義的なんです、観光客の問題があって、観光客にモラルを浸透させるのはなかなか、広告とか看板だけでもなかなか難しいという状況があって、具体的にもし考えるとすると、やっぱり罰金とか、そういう問題、三条―四条間だけでも特化して例えばやるとかということになると、その罰金に対してどういうふうにか考えるかということをお観光客とか住民の方々にもアンケートを一度とっていただくというのもあり得るのかなと思いますんですけど。条例下で例えば、道路の中でのたばこの罰金の問題とかも、京都市内下では全面施行されてますので、今回のこの条例下の中での罰金をとるということは、できないことはないと思います。全域でやるかどうかは別にしましても、それに対する意見聴取、もし具合的に徹底的にやるなら、そういうとこに行くと思いますので、そのあたりの意見聴取も考えていただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。いろんなご意見をいただいておりますが、はい、どうぞ。

○新川

今のお話、とてもいいご提案だと思います。京都市の場合には、既にたばこのポイ捨て

禁止条例規制区域が河原町周辺中心にしてございますので、それをどう活用するかという
ような議論が恐らくあるのかなと。それから、全国的には、ごみのポイ捨て禁止、散乱防
止条例を制定されて、罰金ではないのですが、料料を行政罰の形で直罰、監視をしている
人がすぐに1000円とか2000円とか取れるという、そんな仕組み導入しておられるところも
ございます。いろんな工夫が可能なのではないかとこのように考えております。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。私はシンガポールがたばこを捨てると大変なことになるとか
という話は聞いたことがあるんですが。

今いろいろとご提案をいただいて、考えるべきことが非常に多いということを思いま
したが、例えば罰金を含めて考えると、あるいはどういうぐあいに広報活動や教育をし
ていただくとかということの方法を確立する上でも、やっぱり一度ともかくデータを、こ
ういうことをやったらこうだったということを示さないと、なかなか動きにくい部分があ
るのではないかとこのように思います。いきなり仮定の状態で罰金とったらどうなるかと
か、それに理解をしてくださいということは、すぐはなかなか言いにくいんじゃないかな
というふうに感じます。もちろん私が感じるだけですので、いろんな感じ方があると思
いますけれども。

それで、私は、せっかくなお考えいただきましたし、一度とりあえずデータをとって
いただくというのがやはり第一段階としてはいいんじゃないかなと思うんですが、その上
で、第2段階としたら、そのまたごみ箱が形状も含めてどうだとか、その美化の、クリー
ンな状態を維持するためのソフトの部分をどのようにしてやっていくのかとか、場合によ
たらそれは罰金も含める可能性もあり得るというご指摘もいただいておりますので、そ
れを検討するにしても、ちょっとデータを集めないといけないんじゃないかなと思いま
す。基本的にはこの試行調査を、これはあくまで調査ですので、この1カ月以内に終わ
るわけですので、これを一度やってみていただくのはどうかと思うんですが。このとき
に、もう一つ、杉江委員のほうからご提案がありましたごみ箱をやめてしまうところを
一遍やってみるというご提案もありますので、そのあたりの可能性を含めて、事務局
のほうとしてはいかがでしょうかね。

○佐野（京都府都市計画課参事）

都市計画課佐野と申します。全部撤去してはどうかというご提案でございます
けれども、我々も、一回実験の中に入れようかなとはちょっとは思ったんですけ
ども、アンケートを、

今のとり方自体についても、どういうやり方をしたのかという質問がございましたけども、そのアンケートをとった結果でいきますと、8割からの方が必要だと。なくすのに反対の方も多数おったり、減らしていくことの究極はもちろんゼロなんですけども、そういう意味でいうたら、ゼロというのは、ちょっとないのかなというところもありまして、本日の提案としましては、減らすということですけども、これもちょっと屁理屈になるかもしれませんが、ようけ密度があるところを何ぼかさっ引いていくと。さっ引いていくということは、ある区間を見れば、あったものがなくなるわけで、一部撤去してることも含めて、今回の実験といいますか、試行の減らすという中に含まれた形で一回データをとらしてほしいなと思っております。

○金田座長

今の事務局の説明はわかりましたけれども、例えば、案の①ですが、ごみ箱を減らすのに、荒神橋と丸太町橋間のところは6カ所を2カ所に、北山大橋と北大路橋のところを8カ所を4カ所にという減らし方ですよね。これ、例えば、このうちのどちらかを荒神橋と丸太町橋間を例えばゼロに、そこだけはゼロにしてみるとかという方法は考えられないのでしょうか。

これに関連して。はい、どうぞ。

○村島

この前、意識的に私四条からずっと北大路まで鴨川の西側を歩いてきたんですけども、四条から丸太町までは、ごみ箱はほとんど見なかったですよね。あれはあえてなくしておられるんですか。ほとんどというよりゼロだったと思うんですけどね。

○大井（京都府都市計画課）

その区間につきましては、ごみ箱はございません。特に減らしたとかというものではなくて、もともと設置してございません。

○村島

堤防沿いにはなかったですね。で、私が言いたいのは、あんだけなくして、やっぱりあの間のごみというのは多いんですか。

○大井（京都府都市計画課）

ゼロではなくて、高水敷とかに先ほどもおっしゃってましたけど、ジュースの空き缶やとか、ペットボトルなんか捨てられてるといのは事実でございます。

○村島

だから、あそこを歩いてましてね、全然ごみ箱ないのに、そんなにごみも落ちてない。そりゃゼロじゃないですけども、そういうことができるんだなというふうに私思っ歩いてたんですよ。で、丸太町からずっと上がってきましたら、ところどころあるんですけども、やっぱりそこにはごみが入ってるんですよ。ですから、あえてなくしても、私これテストも可能だと思ったんですよ。今話を聞いてまして。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

すいません、京都土木事務所管理室の木寺のほうから補足で回答させていただきます。今メンバーが言われておりますように、五条から三条間の右岸側には、多分ないと思います。ただ、三条から御池にかかわりましては、植え込みの中に紛らせて数個ごみ箱は置いてあります。なぜこういった置かれ方をしているかというのもいろいろ経過がありまして、やはり町中は夜になりますと学生さん、酔い客がたくさんおられて、ごみ箱が川の中にけられる、捨てられるということが頻発した経過の中で減らされてきたという実例があります。そういった点から、御池大橋のスロープ下がったあたりに木陰にごみ箱が数個置かれています。利用の状況をかんがみますに、やっぱりコンビニ等で買われた方がお昼にちょっと食べられて捨てていかれる程度で、実態としては、ごみの散乱は基本的にはありません。

それからさらに上流にまいりますと、歓楽街から離れて、府立医大であるとか、マンション等がだんだん川に沿って林立してまいりますので、このあたりになりますと、どうしても公園の幅が広がりますので、公園の利用者がふえると。そういった方々がごみを置いていかれるということで、だんだんごみ箱の数がふえているという状況にあります。

片や、北山―北大路間でもそうなんです、過去にごみ箱を置いていると、そのお宅の前、正面で都合悪いからどかせという、いろんな経過の中で、現在の位置が実は決まってきたという経過があります。

○金田座長

ありがとうございました。そうすると、今のようなご説明と状況を確認した上でということなんです。どうぞ、はい。

○石川

話の途中すいません。この調査をされるときに、事前予告も広報も全くなしというのが私はちょっと気になってまして、興信所みたいにひそかに調査をしても、それはデータは何がしか得られるとは思いますが、あんまり皆さんの共通の思いであるごみをどう

減らすかということが市民に伝わるかどうか、というふうに私はちょっと疑問に思ってるんです。で、こういう場を使って、事前に広報をして、例えば、さっきご提案があったみたいに、10日間ごみ箱一切なくなりますということを事前に広報して、それで実際にやってみる。それをすることによって、あっ、この期間はごみ箱がなくなるんだなということが利用者にもわかってもらう。ごみを減らさなきゃいけないんだなという意識も高まってくるという気がするんです。だから、せっかく調査をやるんだったら、そういう意識づけになるような社会実験と言ってどうかわかりませんが、そういう意識づけができるような、攻めの調査を考えてみられたらどうかと私は思います。

○金田座長

ありがとうございます。今「攻めの調査」というのがありましたが、初めて聞く言葉なんですけれども、確かに意義はあると思います。はい、どうぞ。

○久保

重なるんですけれども、どうもこのままの感覚でいくと、京都府の試行の日にちで、これが全部、このどれかの区間でごみ箱がゼロになるのかなという感覚にとれるんですけど。私は、先ほど杉江メンバーがおっしゃったことはすごい重要なことだと思うんですよ。というのは、10月1日から10日まで、その後14日に一斉清掃、私どもも手伝いますけれども、やるわけで、この間で、全部を撤去する、その期間、場所は別として、全部ごみ箱をなくすことがデータを一番とりやすいんじゃないですか。中途半端に残すと、どうしてデータとらえるんやろうというのがすごく疑問なんです。全部撤去するということはそこに出るか出えへんかで、かなりのデータがとれてくると思うんで、石川メンバーもおっしゃったように、広報を事前にした上で、これは絶対的に10月1日から10日、この間でごみ箱を撤去するというのは、物すごく重要な意見だと思いますし、私もこれは絶対的に後押ししたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。今のようなご意見もございますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○金剛

今まで皆さんのお話をうかがってまして、あくまでやってみないとわからないところもありまして、推測でしか物が言えないんですけど、やはりよその国に行ったりしても、捨てにくい雰囲気ってありますよね。基本にごみというのは、自分で持ち帰るものであり

ますし、何か捨てにくい雰囲気にするというのはすごく大事で。先ほどご意見がありましたように、ごみ箱の形とか、それから、家庭のごみとか廃棄物はもってのほかで、こういうのは捨てるに恥ずかしいような場所にごみ箱を設置してもらおうとか、何かいろんな工夫が要ると思います。それと、今皆さんのお話に出てたように、一遍思い切って、広報した上で、ごみを、それこそNHKさんとかいろいろそういうふうな広報をしていただいて、いかに、野鳥の生態系とか、そういういろんなことも踏まえてごみを出すというのはどんなにだめなことなのかというのを広く広報した上で、ある区間とある地域だけ、そこだけを思い切ってやめてみるというのも、私もすごくいい考え方じゃないかなと思いました。ただ、ちょっとやってみないとわからないところがあります。いろいろ実験してみたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○松井（成）

今までうかがっていた中で、それと付随して、鴨川に関するこのごみ箱の改善方策だけではないんですけれども、何かサポーター制度のようなものを取り入れてみてはどうかと思うんですね。以前、たしか、ちょっと記憶があいまいなんですけど、海上保安庁かどこかが、「海守」というような、そういうサポーター制度をやっておられたと思ひまして、海岸の清掃などで一定の効果を上げられていたように記憶をしています。そういったもので、何か会員証ですとか、それとか皆さんおそろいのTシャツをつくられたりとか、そういうところで何か意識を高めるところも同時にやっていかななくてはいけないんじゃないかなと思います。当然何かインセンティブが与えられたり、メリットがあれば一番いいんですけれども、そういうところも考えてみるのも手なんじゃないかなというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。今、アイデアとしては、結局2つになってまして、事務局のほうでお考えになった部分的にこうやり方を変えてみて、それでデータをとりたいという方向と、それに若干の修正をしたらどうかという可能性まで私申し上げましたが、それは一つの考え方で、もう一つは、とにかく期間を限って一斉にやめてみたらどうかということなんですけど、そのためには、そのための広報をどうするかという問題もあると思います。それから、せっかくそういうことになれば、仮に万が一いっぱいごみがあって、そうすると、それでカラスがどう動くかなどというようなこともちょっとウォッチしていただく必

要があるかもしれませんが、そういったことも含めまして、一斉に一度やってみるというのも一つのアイデアとしては大変意味のあることではあると思うんですね。いかに広報するかということも大事ですけども、それが恐らく攻めのという、先ほどのご提案になるんだろうと思うんですけど、理解はその機会に広がればいいわけですから。結局のところ、この事務局案をそのままやるか、若干修正するかは別にして、これで一遍データをとってみるという方向と、もうちょっと、思い切って一定期間広報をやりながら、どんとやめてみるという手と、2つあるということですが、これについてももうちょっとご意見をいただませんか。はい、どうぞ。

○西野

今までお話をうかがっていて、例えば、杉江メンバーですとか高橋メンバーがおっしゃっていたと思うんですけども、利用者というのは、地域の方と、よそからいらっしゃる方がいるので、アンケート結果を見ましても、恐らく、この区域を拝見しておりますと、4分の1程度はよそからいらした方の数なんではないかなというふうに思うんですけども、広報活動をどんとするという事は非常に重要なかもしれないんですが、その場合にですと、地域の住民の方の啓発にはなるとは思うんですけども、来訪者に対しての何らかの働きかけというのはまた別になってくると思います。例えば、一斉撤去をされるにしてみても、今拝見している区域間であれば、どちらかという地域住民のほうの数はとれても、観光客の意識を図るところではちょっとそこがあるのかなというふうに私なんかは感じたんですけども、そのあたりもちょっと考慮していただけるといいのかなというふうに感じました。

○金田座長

今のご指摘は、簡単に言うと、観光客にはその説明する期間が短いから、今はすぐは無理じゃないかということになるんでしょうか。今のご指摘を単純化して言うと。

○西野

そうですね、もちろん観光客への啓発というのはなかなか難しいところだと思いますので、そこを少し分けて考えて、地域住民に関する部分とそうではない人たちへの何らかの働きかけというのを、何らかの実験の違いとして何かデータがとればいいのかないかなというふうに感じたんですけども。

○金田座長

はい。確かにご指摘のようになかなか難しいところだとは思いますが、しかし、やると

なれば、一遍やってみるしかしょうがないというところもありますので。いかがでしょうか。私はお聞きしていて、だんだん一遍やってみるのがいいんじゃないかなと思い始めているんですが。事務局はどうですか。

○佐野（京都府都市計画課）

ちょっと待ってくださいね。先ほど、広報もせずにとこの考え方、なぜそのようにしたほうがいいかという、その説明を一たんさせてほしいです。どんと広報してからというやり方ももちろんあるかと思えます。それによって啓発にもなるし、PRにもなるしということがあるんですが、こっそりというつもりは全然なかったんですが、事前にやりますよとか、やっていますよというたら、そこで利用してる方、また初めて来られた方も含めてですけども、ああ、こういう調査をしてるんやったら、どっちかという、今ほかさへんほうがいいのかなとか、自分の本来の行動に違う行動を何か加わってくるんじゃないかなと。ある意味生データを欲しいなというような気持ちで、ここの事前予告なり、調査中についても何も言わないと、そういう趣旨で提案させていただいておるところです。

それと、もう一つ、今両方一案で減らす案ですが、2つの工区の一つは、ゼロにしてもいいかなという気持ちにはなっております。一斉には、ちょっともう少し皆さんに意見をいただいてからと思っています。

○金田座長

どうぞ。

○中村

生データが欲しいと思われる事務局のお考えはわからなくてもないですが、京都府ではごみ問題等、環境問題について市民を交えてこれぐらい真剣に考えてることが伝わり、今後の公園のあり方、ごみ問題等への大きな行動、活動に発展していくと思います。

それと、先のご意見のように、観光客さんに対する問題なんですが、旅行に行くとき、ごみ箱があるかどうかなど気にしないと思います。ゴミは原則持ち帰りですし、現在の小学校でも全てそのように指導しているはずですが。観光客を対象に考える必要はないと思いますし、精いっぱいPRさえしておけば大丈夫だと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○土居

ごみ箱問題、そもそも論になるんですが、たかがごみ箱、されどごみ箱。やはりこの、

本当に一見小さな問題のように思いますが、実は京都の自然環境とか景観とか、そして生態系とかカラスの被害とかですね、いろいろなものを含んでいるその一つの集約したごみ箱問題だと思うんですね。そういう意味では、本当に思い切って先ほど石川さんがおっしゃったように攻めの調査をなさったらいかがでしょうか。

私も一度、随分昔でございますが、ごみ箱の調査をしたことがございます。実態調査と、そして何回もヒアリングに行きました。そのときに、感じましたのは、たかがごみ箱、されどごみ箱だなというのが私の感想でして、ごみ箱の形状を変えただけで、ごみの散乱が減ったりとか、それから、そのごみ箱を置いてる沿川というんですか、そこはたしか哲学の道だったんですけれども、住民の方々が本当に一生懸命お掃除をされて、観光客にもすごく好評のごみ箱の形状でしかもごみが減っていったということを覚えております。そういう意味では、一度思い切ったことをして、京都府はここまでごみ箱に真剣に取り組んで、しかも景観問題、自然、自然との共生、そして、観光客のおもてなし、そして、京都府市民のマナーの向上と、こういったことについても、やはりこのごみ箱問題は含んでいるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ思い切ってご実施をいただきたいなと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○高橋

ごみ箱を撤去するというテストなんですけども、現在ごみの回収を1日3回されてますね。実際にごみの回収をしている人たちに何回か聞いてるんですけども、大体橋2つぐらいの区間を1日3回行ったり来たりしながらごみを全部1カ所へまとめて、それでそのごみを収集してもらってると。このテストのときは、今ごみを収集している人たちは、どうなるんですか。そのままごみを収集しながら、ごみ箱だけでなくされるのか、それとも、ごみ箱をなくして、ごみの収集作業も中止するということですか。というのは、ごみの収集作業をやりながらごみ箱をなくしても、これ正しいデータはとれないと思うんです。かといって、ごみの収集作業をしている人たち、主に高齢者の人たちですけども、その人たちとの業務委託契約みたいなものがあると思うので、ごみの収集をしながらごみ箱なくしたとしても正しい生のデータはなかなか難しいんじゃないかなと思います。その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

京都土木事務所のほうからお答えします。現在、鴨川におきましては、北は柘野から名神下流まで6工区に分けて清掃業者委託をしております。この中には、各工区の中で、トイレ清掃も一部含まれますが、基本的には高齢者の方が全作業員の中で一定の割合で、ごみを収集しながら、トイレを清掃しながら、一日1往復してもらうこととなっています。こういった約束事になっています。一日1往復の中には、原則園路、つまり、府立医大のそばであれば、右岸側に30mほどありますが、もっと狭いところでは5m、6mのところもあります。こういった園路幅全体を車でいうワイパーのように見ながら、落ちているごみを拾う、木くずを拾う、これが原則です。その幅広に拾う中で、やっぱりその作業の効率化を図る意味で、自然とごみ箱が置かれていった経過があります。ですから、ごみ箱は当然さらえますが、それ以外に枝が折れたもの、ごみを拾うという行為は当然必要ですから、ごみ箱がなくなったとしても、ごみの量は大きく変わる可能性はありますが、作業量自体は大きくはかわらないだろうというふうに考えています。ただ、これをトライアルではなくて、正式になくすことが決まれば、それはやはり業務内容の見直しということを将来的にはやらなくちゃいけないと考えてます。

○高橋

それはよくわかるんですけども、今私が申しましたのは、ごみ箱をなくしたとしても、ごみを収集してる人たちが変わらずいるということは、ごみの散乱がそのままの、その生のデータではなくて、既にごみの散乱は全部清掃されるということですよ。そうすると、何のためにごみ箱をなくすんだという論議になろうかと思えます。だから、ごみ箱を例えなくす、あるいは数を減らすというのであれば、清掃作業もやめてしまって、どうなのかということを考えないと、ごみ箱をなくした、でも、清掃作業の量はふえたということにはならないんですか。そうなってしまうと、私は意味がないと思えます。

○木寺（京都土木事務所管理室長）

お答えをいたします。先ほど言葉足らずでしたが、実際今回都市計画課のほうで提案をされている3つの箇所につきましては、原則清掃作業が朝8時半から開始をされますので、その作業の前に全工区の調査をするというのがデータの採取の仕方というふうに考えていました。ですから、今回、一定の区間で全部ごみ箱をとるとすれば、果たして8時半までにそのごみ箱を撤収したデータをいかに拾うかということが大きな課題となります。ですから、データの拾い方としては8時半までに何らかの方法で全工区歩いて、ある場合とない場合とを比べるという、こういったことが可能かどうか考えています。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

今いろいろと意見が出ておりますが、提案した私とすれば、もし、一斉にごみ箱が撤去されても、常に我々は定例のクリーンハイク、清掃活動をしております。それは日曜日か祝日です。朝10時から大体昼ごろで終わります。エリアを決めてやっておるんですけども、当然そのときには、清掃活動、グループを組んで交流した事業団の関係が河川敷を清掃しながら、ごみ箱のごみを例えばリヤカーとか軽トラに載せたりして、巡回しておられます。しかし、それ以外のごみは、我々参加している者が全部拾っているわけです。それでも基本的には、例えば、春に、いつもやりますけども、五条公園から丸太町まで清掃活動します。大体70名から80名ぐらいで兩岸を攻めていって、丸太町橋で解散し、丸太町橋の右岸のほうにごみが集積となりますけども、多いときでやはり1トン近くありますし、少ないときでも0.7ぐらいで、結構ございます。ですから、基本的に私どもが提案しているのは、そもそも鴨川、いわゆる河川敷にごみは持ち込まない、持ち込んだら持って帰ってください、それが原則です。鴨川を美しくする会も、このごみ拾いを始めて約50年近くなります。いずれは何もごみを拾わなくてもいいような、この鴨川がきれいになっていくのを夢見てやって、いつかこの鴨川を美しくする会が解散できるのを夢見ております。しかし、これは不可能なことで。ただ、鴨川に来られる方々の意識の問題で、たとえそれが観光客であってもだれであっても、川を汚すのは人間であって、ほかのものは汚しません。だから、原点に戻って、一回全面的にすべてごみ箱を撤去して、様子をうかがうという形で、その後、先ほど言われたように、確かに攻めの広報活動必要と思います。ある一定観光客も、鴨川では一切、また京都ではごみ一つ落ちてないなど、やっぱりここ来たら気持ちがいいなど、そんな関係を築いていくような鴨川の、このまた府民会議によって、よりよい鴨川の河川環境が保たれたら一番よいなと思っておりますし、余談ですが、手前どものほうも、子供たちには常に鴨川の環境学習をしております。そのときには、川の大切さ、川にごみは持ち込まないといったことを常に話しております。そういったことで、なかなか管理者としては思い切れない大変な障壁もあると思いますけども、一度やってみるのもいいチャンスやないかと思っております。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。いろいろなご意見をいただいておりますが、私はご意見をうか

がっていて、一度完全にやめてみるという案も非常に魅力的で、そのための攻めの広報というのも意味があるというふうに思っております。ただ、実際に河川管理をする担当の担当者としては、そういうことが無責任であるというふうに批判を受けるような形になるのはぜひとも避けたいというふうにお考えであろうということもよく理解できるんですが。

それで、その中で、一つだけ問題として今思っているのは、その10月14日の一斉の清掃の日に向けてということで、試行的に10月の最初の10日間くらいということであると、今から1カ月もないわけですよ。それが一番気になるんですけども。その点は、広報活動するとすれば1カ月もないというのは、これはちょっとまずいので、気になるんですが。

その14日というのは、これは既に決めておられるわけですよ。

○杉江

はい。

○金田座長

そうですね。

○杉江

きょう事務局のほうから当会が発送している資料が添付されております。昨年も府民会議のメンバーが、有志の方々が出席しておられますけども、今回も千五、六百名の参加のもと考えております。もし、万一雨天で中止になった場合は、順延、次の週の日曜日という形になります。

○金田座長

順延で次の週というのは順当な話で、それでよろしいんですけども、ただ、1カ月弱で広報をするというのは、これは難しいと思いますが、その点を考慮に入れて考えないといけないと思いますので。はい、どうぞ。

○野口

ちょっと提案させていただきます。この問題自体を考えてみますと、ごみ箱は必要だというアンケート結果があるんですよ、80%。そうすると、ごみ箱を全く皆無にするという一つの考え方なんですけど、とりあえずごみ箱があると便利なことは間違いないです。ですから、これはこの案で進めていただいて、ごみ箱をゼロにするというのは別途計画していただいたらどうでしょうか。それはまた別の問題だと思うんですよ、ごみ箱をゼロにするという問題とね。今、現にごみ箱は必要で、それを減らしたらどうなるかという、ま

たいろんな、カラスとか来るのを、ふたすればどういう効果があるかと、そういうことに目的を絞って、とりあえず進めたらいかがでしょうか。

○金田座長

今のは、中間の案をご提示いただいたんですが、この計画は基本的に微調整はしたとしても、この計画として実施していただいて、それで、ごみ箱全体を撤去してやるというのは、改めて計画をして考えるという案でございます。

○土屋

今、だから、計画は今の計画どおりされるのがやはりいいのかなというぐあいには思いますけれども、その中でデータを集める際の、試行調査でやっぱりテーマを設けるべきかなと。例えば、これはあくまで推測ですけども、例えば、その中に家庭ごみがどのぐらい出てるのか、であれば、この地域においてはやっぱりその地域の方々に対する啓蒙というものをしていけないといけないんじゃないのかなと。例えば、観光客が多いだらうと予測されるようなところで、お弁当の空なんかが散乱してるのかとか、ある程度そういう調査テーマというのを持っておく必要があるんじゃないのかなと。例えば、先ほど私はきょう初めてうかがいましたが、五条大橋から三条大橋というのは、ごみ箱がほとんど設置されてないというお話でございましたけれども、果たしてその結果、ごみが散乱してるのかどうかということですね。例えば、ごみが散乱してるならば、観光客もいろんな面でそういう啓蒙が足りないということがわかりますけれども、案外三条―五条間ごみないですよという、もしそういう仮説がある、もちろん仮説ですけどもあるならば、それはそれなりのモラルが非常に京都人も上がってきてるのかなと。あるいは観光客も上がってるのかなというぐあいにも判断できるんじゃないのかなと。そうしますと、その調査の中である程度テーマを設けていただいて、それに基づいた調査をしていただいた上で、結論的にはごみ箱というのは必要ないのかなと思っております。世界的にもごみ箱というのは少なくなってますし。例えば、ごみ箱ではありませんが、公衆トイレなんかも京都も含めて非常に少なくなってますから。これはある意味モラルで、トイレがないからそこらじゅう汚れるというんじゃないくて、トイレがないからしないという、そういうモラルが今当然ながら現代の日本については定着したのかなと。ある意味そういうものも、ごみについても言えるんじゃないのかなというぐあいに思います。

○金田座長

ありがとうございます。どうぞ。

○田井中（京都府建設交通部理事）

いろいろありがとうございました。まずは、我々といたしましては、全部のごみ箱をなくすというのは、93個ごみ箱がありまして、それを一斉に全部なくして、しかも8時半までに全部調査するというのは、物理的になかなか厳しい部分がありますので、やはりなくす区間はどういう意図を持ってやるべきかというご指摘もございますので、少し考えさせていただいて、やっぱり物理的に全部なくしても調査せんうちに清掃が入ってしまうと意味がないもんですから、ある意図を持って、どの区間でやると一番効率的でかつ意味のあるものになるかというのもございますので、先ほど少し10月の実施時期みたいなお話もございましたので、その辺も含めてもう一度全部撤去するのは私どもで検討させていただいた上で、ご意見をさらにお聞きした上で、やっていきたいなと思っております。それで、10月14日にクリーンハイクがありますので、その辺も含めて実施時期については、府民会議は次、多分11月になってしまいますので、少し個々別でそういう状況ももう少し調べた上である一定区間でやると。それは、同じ日にやるのがいいのか、別の日にやるのかも含めて、パターンとしては、全部なくす、一部減らす、家庭ごみの調査をやる、ごみ箱の形変えると、パターンを4つにさせていただきます。ただ、一斉になくす区間と日が少し、もう少し詰めさせていただいて、一度やってみた結果をまたご報告させていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。今のご議論をお聞きいただいた上で、事務局としては、この3つの案を原則として、さらにその一部を修正してごみ箱を撤去する区間、これは全部じゃなくて一部区間ですが、を設定して、それでデータを収集してみたいということなんですが、確かにこの期間で今急に全部撤去して、見るという調査は、日程的にちょっと難しい部分もあると思いますので、それが必要であれば、また年を改めて来年実施する可能性を検討していただくことにして、とりあえずはこれで、この若干の修正をした上で、実施をして、データをとってみたいというのが今の事務局の修正案だと思うんですけども、いかがでしょうか。一度それでやってみていただいて、その上で、ご報告をいただいた上で考えると。はい。

○杉江

もし、テストケースとして全撤去となる場合は、先ほど述べられたように、事前に広報して、より効果的に市民、府民に意識づけるということがかなり重要だと思います。です

から、ただ単にこそそそとなくしているというようでは意味がないと思います。もし、テストケースとして1週間なり10日なりをすべて撤去するというのであれば、少なくとも京都市民、京都府民に行き渡るように広報活動を徹底するという形をとってもらいたいと思います。以上です。

○金田座長

どうぞ。

○松井（恒）

またもとへ戻りますけども、先ほど座長がおっしゃったように、ある程度減少するのと、全くなくす場所と両方設けるといい案があると思うんですね。この減らすだけ、一定期間減らしても、どっかへ偏ってしまうということがあると思うんで、ある程度のこの2つの区間ですけれども、一遍全部8カ所とってしまう。4カ所のところは2つだけ残すという形で調査されたほうがいいと思うんです。それと、また、全部撤廃されるときに、多分ごみは持って帰られる方は多いと思うんですけども、鴨川沿いの木屋町とか高瀬川あたりにごみがふえると思うんですね。だから、そういう後追いの調査も同時に必要なのじゃないかなとは思っています。

○金田座長

ありがとうございます。今のようなご意見も含めて、若干修正をして、データ収集をしていただけたと思いますが、今のご指摘の重要なのは、ほかへごみに移るという可能性も含めて、広く調査範囲を考えてもらいたいということだろうと思いますので。

○田井中（京都府建設交通部理事）

広報については、大切なご指摘だと思いますので。ただ、やっぱり広報をしようと思えますと、それなりに準備して日を決めて、広報した次の日にはちょっといきませんので、やっぱりちょっと二、三週間前には広報し始めることもありますので、少しその辺は実施時期等も含めて検討いたします。当然高瀬川とか平行して川が流れたりしているところというのは、いろいろご迷惑をかける可能性もありますので、やれる場所を先ほど言いましたようにある意図を持って、ここを一回なくしてみたらどうなるかという部分も大切なことだと思いますので、全部なくすかは今回の調査の様子も見ながら、もう一度検討させていただいて、広報とセットで一度またご相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○金田座長

それでは、いろいろ有意義なご意見をいただきましてありがとうございます。この件につきましては、この事務局の原案をもとにして、ごみ箱をなくす部分も加えて、それから、調査方法も検討して、実施し、データを収集していただくということを取りあえず今年度といたしますか、年内に調査を実施するという方向で進めていただいて、その結果を見て、さらに先ほどからご意見強くいただいておりますが、広報やその教育の部分も含めた、子供たちの教育も含めた部分も取り入れて、さらに必要ならきちっとやっていただくということをもた検討したいというふうに思います。この件に関しましては、とりあえずそういうことで事務局に進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大分長くなりましたが、ちょっと休憩を入れさせていただきますでしょうか。私の時計は44分ぐらいなんですけれども、正しいかどうかわかりませんが、ここの部屋は時計がなかったと思いますので、勝手ですが、55分には再開したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。休憩させていただきます。

〔午後 3時 43分 休憩〕

〔午後 3時 54分 再開〕

(4) 鴨川四季の日について

○金田座長

それでは、再開させていただきます。議事の4番目に入らせていただきます。

「鴨川四季の日について」でございます。まず説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それでは資料4に基づきまして、まず鴨川四季の日の夏の実施結果について報告します。夏につきましては、8月4日から13日までの期間に取り組んでおります。まず、ホームページ等による情報発信ということで、ホームページ、テレビ、ラジオ、府民だより等を通じまして、発信情報としましては、鴨川を舞台としたさまざまな行事をここに書いてますような納涼床でありますとか、第43回鴨川納涼等々の情報、それから五山の送り火と、そういったものを情報発信しております。またこれもいつもやっておりますけども、府庁の展示ロビーでの展示もやっておりますし、それから、8月4日、5日に行われました第43回の鴨川納涼で啓発ブースを設けまして、そこでパネル展示、それから啓発物品の配付等によります啓発を行っております。

それから、4番目としましては、「鴨川探検！再発見！」、第28弾ということで、お子

さんたちに主に来ていただきまして、実際に鴨川の中に入りまして、生き物観察をしたり、それから、簡単な水質調査を行っております。

それから、裏面のほうをごらんいただきたいと存じます。こちらのほうは、四季の日の秋の今後の取り組み予定ということで出しております。まず期間につきましては、10月14日日曜日から10月28日日曜日という期間を設定しまして、中身につきましては、先ほどもご紹介ありました10月14日の鴨川合同クリーンハイクの紹介でありますとか、鴨川探検再発見、今度第29弾になりますけども、そういった紹介をしていきたいと思っております。

それで、クリーンハイクにつきましては、この後ろの、2枚後から、鴨川を美しくする会さんからのご案内をつけておりますけれども、去年もこの府民会議から何名か参加していただいておりますが、また参加いただければと思います。それで、参加いただける方につきましては、締め切りが9月20日になってますので、9月19日水曜日まで私どものほうにご一報いただければありがたく存じます。

それから、戻りまして、秋の日の発信方法につきましては、これもホームページ、それから府民だより、ラジオ等を活用しまして、発信をしていきたいと考えております。

次のページに京都府のホームページによる鴨川の魅力発信というのをおつけしておりますけれども、情報発信の方法としましては、いろんな紙媒体でありますとか、テレビ、ラジオ等さまざまな方法がありますけれども、最近は特に新鮮な情報を素早く提供できるという、ホームページに力を入れているところでございます。先ほどもご説明しましたように、ホームページで「鴨川四季の日」というコーナーを作成しております、そこで四季ごとの鴨川の魅力を写真を中心に紹介しているところでございます。例えば、ここにありますように、鴨川の四季の日、春ですと、鴨川の桜マップとしまして、鴨川の桜の見どころを紹介したり、それから裏面のほうへいきますと、例えば夏ですと、鴨川の夏のイベント、こういったものを紹介して、そこをクリックするとイベントの紹介でありますとか、それぞれリンク先に飛ぶといったような情報発信、あるいは、冬でありますと、冬に鴨川で見られる野鳥たちの紹介をしたりといったことをやっております。

それから、最後のほうにその他ということで、一番下のほうに、「鴨川真発見記」というのが下から3行目のところにあると思います。これは、京都土木事務所のホームページというところなんですけれども、これは鴨川に関するコラム、鴨川に関する日常を主なテーマとして紹介しております、これはことしの2月から始めておりまして、大体平均して週1回頑張って更新をしております。そういったこともいろいろやっておりますので、

また一度ホームページでゆっくりごらんいただければなと思いますので、ご紹介をさせていただきます。説明は以上です。

○金田座長

ありがとうございます。鴨川四季の日について、そしてもう一つは、第19回の鴨川合同クリーンハイクが10月14日開催予定ということですが、それについての説明をいただきました。何かご質問などございませんでしょうか。

ホームページ、僕は自分で見ずに言っていて申しわけないんですが、非常によくつくってくださっているようですが、これは京都府のホームページに入ってそこから行くわけですか。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

そうです。京都府のホームページの中から入っていただくということになります。

○金田座長

例えば、鴨川というのだけにぽんと入っていく方法とかはないんですか。つまり、多くの人にとっては、鴨川のそういうことが京都府で担当してるのか京都市で担当してるのか、あるいは何なのかというのはなかなかわかりにくいところもあると思うんで、例えば、リンクでもいいんですが、どこかからすぐ入れるような形で、入り方が問題なんですよ。入ってしまったらよくわかると思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょう。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

例えばグーグルのそういった検索で、例えば鴨川四季の日ということで入力していただいたら、多分ざっと出てくるんじゃないかと思いますので、一般の方は、そういうところから入られることが多いんじゃないかと思いますので。

○渡辺（京都府建設交通部河川課）

グーグルで鴨川だけ入れていただくと、全国に鴨川というのは多いので、すぐには出てこないんですけど、今参事が言いました、鴨川四季の日とか鴨川条例とかを入れていただくと、そこに飛びますので、一番見やすいのは、鴨川四季の日というふうに打っていただくと、そちらに飛びますので、そこから入っていただくのが一番早いかなど。京都府から入っていきますと、京都府の中で京都府のホームページの中に検索部分がありますので、そこで鴨川とか、鴨川四季の日を入れていただくという形をとってもらいますと、すぐ飛ぶようになってますので、そこから入っていただくのが一番早いかなどと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○高橋

今パソコンで見ましたら、鴨川真発見記というふうに入れるとすぐにリンクしますから、別にわざわざ京都府のホームページに入って、迷っていくことはないと思います。簡単にすぐそのまま入りますから、大丈夫です。

○金田座長

大丈夫であればよろしいんですが、私は難しいホームページに入ったらそれでうろうろするという苦い経験があるだけですので。ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○舟津

これは京都府のホームページだけでの広報活動ということでもいいんですかね。

○金田座長

広報はホームページだけでやっておられるのかということですね。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

それは、1枚目にも書いておるんですけども、資料4の1枚目ですね。ホームページのほかに京都府のほうで毎月出しております府民だよりという全戸配布の広報媒体がありますけども、そういう府民だよりでありますとか、あるいは、テレビとかラジオの京都府が持っているコーナーですね、そういうところで紹介したりしております。

○舟津

ネットというのが最近広報の上ですごい効果的だと思うんですけど、私のカモシネマ実行委員会というのも、ことしからフェイスブックの利用でいろいろ広報活動をやってみたところ、すごい反響がありまして、フェイスブックでの広報活動も今後取り入れられたらいいのではないかなと思います。今のところ、フェイスブックでの広報展開というのはされてないんですかね。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

はい。

○田井中（京都府建設交通部理事）

フェイスブックが府でそういうことができるのかどうか一回調べてみたいと思います。府の場合は、いろんな河川の情報とかホームページ以外のパソコン系のいろんな情報発信のものがありまして、そういうものは、外部からいろんな侵入をされないようなガードが

入った上でお出しをしているような部分もございます。府とか公的機関になりますと、ガードというのも含めて広報をさせていただくことになるので、なかなか個人さんがフェイスブックでやられるような形でできるものなのかどうなのか、ちょっとそういうセキュリティー部門等の関係もございますので、また一度調べてみたいと思います。

○金田座長

よろしいですか。

○舟津

若者としてもこの納涼とかのイベントはすごい魅力的なので、最近の若者はフェイスブックでの情報収集というのが多いので、こういうイベントを若者に発信していく上でもフェイスブックとかツイッターであったりとかも、セキュリティーの面もあるんですけど、考慮していただけたら、今後いいのかなと思いました。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何かご質問などございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○松井（成）

鴨川四季の日の日程についてなんですけれども、これ、期間は毎年違いますよね、たしか。これは、例えば10月14日からだとしたら、毎年10月第3週とか、そういうふうに固定されたほうが浸透していくんじゃないかと思うんですが。毎年ちょっとずつ違うのは何か理由があるんでしょうか。

○金田座長

日付の話ですが。

○高野（京都府建設交通部河川課参事）

そうですね、大体曜日で1週間なら1週間、日曜日から次の日曜日というように、大体やっておりますので、その関係で、年によってちょっと変動してるということです。

○金田座長

今のお話では、第何週のとか、第何土日とか、何かそういう形で設定したらどうかということですね。

○田井中（京都府建設交通部理事）

大体日は決めておまして、ただ、やはり大きなイベントをその間の期間中に、例えば合同クリーンハイクとか納涼とか、いろんなそういうご予定を見ながら、やっぱり鴨川に関する大きなイベント前後1週間のように、大体日は決めておるんですけど、やはりPR

ということもございますので、若干前後しておるといふところはあります。ただ、大体10月ですと、10月の2週、3週あたりといふところでは決めておるんですけども。

○松井（成）

府民の方とか、他府県の方にも知っていただくためには、できるだけ固定をしたほうが、鴨川に行けば、この時期だったら何かイベントをしているとか、そういうのがわかりやすくいいんじゃないかという意見です。

○田井中（京都府建設交通部理事）

大体イベント、定例な日といふのがありますので、言い方は、第何週から来週あたりとか、少しまたご指摘も踏まえて、表現はわかりやすくしていきたいと思ひます。

○金田座長

それでは坂口委員、手を挙げておられませんでしたか。

○坂口

NHKでございます。NHKでは、先ほど事務局からお話がありましたけれど、まず河川情報として、災害関係のもの、データ放送のリンクで流しておりますし、ホームページでも同様の情報を流させていただきます。

それから、また、年間を通しまして環境の問題を取り上げさせていただいておまして、おとといの610も、エコマネーに関する放送もさせていただいているというようなところもでございます。

それから、鴨川に関しましては、今BSの番組でにっぽん川紀行といふのが全国的な企画でございまして、京都については、ぜひ鴨川を取り上げてやっていただくように、今ちょっとやっております、何とか企画が成案しそうな状況になっております。取材とか、ロケとか、そういうふうな段階になり、放送日も決まりましたら、また周知させていただきたいと思ひますので、ぜひごらんいただいて、鴨川の文化なり、成り立ちだとか、鴨川のよさも含めてアピールするような、そんな番組をぜひつくりたいというふうに思ひます。京都局がつくるというよりは、NHKとして制作しようといふ、そんな段階で来ますので、決まりましたらよろしくお願ひします。

○金田座長

ありがとうございました。ほかにご質問などございますでしょうか。

それでは、4番の議事は一応これでということで、5番目に入らせていただきます。

（5）京の川の恵みを活かす協働活動について

○金田座長

京の川の恵みを活かす協働活動についてでございます。説明をお願いいたします。

○竹野（京都府水産課）

京都府水産課竹野が説明させていただきます。座って失礼します。

天然アユなどの生き物が生育しやすい環境づくりということに取り組んでおります協働組織、これは農林漁業者、学識経験者、市民団体等で構成されておりますが、その協働活動についてご報告いたします。その中でも、今年度の仮設魚道ということで、これを昨年度も実施しておりますが、その中間結果を報告させていただきます。

魚道につきましては、2カ所ことしは設置をしております。まず、1カ所目が、伏見区に下鳥羽、これは桂川との合流点のすぐ上流にあります農業用の取水堰です。高さが1.5mぐらいございますので、ここでなかなか魚が上に上がれないということがあります。過去にこの下で写真の右側のほうにもちょっと出てますけれども、アユがたくさんこの堰の下にはいるんですが、ここを超えることができないということです。ちなみにこのアユは、大阪湾から登ってきた天然のアユでございます。

それをより上まで登らせるということで、ことしにつきましては、昨年よりも2週間ほど早く5月10日に設置作業をしまして、7月まで設置をしました。その間、38日間にわたって、ここの堰をつくった仮設魚道を登る魚の調査を実施をしております。右側のほうの写真にありますけれども、この堰を飛んで上がっていくというようなものを皆さんのご協力を得てカウント調査を実施いたしました。その結果、実数で約7500尾ここを通過する、この堰を上がっていく魚が確認されました。その調査を一日中しておるわけではございませんので、それを推定、引き延ばして推定をしましたところ、期間中で約3万尾を超える魚が登ってきました。そのうち約9割がアユということですので、約3万尾ぐらいのアユが登ってきたということになります。これは昨年が約2万尾でしたので、昨年よりも多い、1万尾ほど多い数になっております。

いつごろから登ってきたのかということなんですが、5月10日以降、下流のほうではもっと早く登ってくるので、ことしは5月10日に設置したんですが、当初はなかなか登ってきませんでした。6月11日ぐらいからこのピークが来まして、最大は6月25日に8500尾ぐらい1日のうちに登ったということでございます。ピークにしますと、昨年は6月上旬にピークがあったんですが、ことしは6月の下旬にこういった形でアユが越えていきました。アユ以外の魚種としましては、オイカワ、京都ではハエと呼んでますが、それが越え

ていくというのが認められました。

それからもう1カ所、ことしは、昨年ここを越えて上がっていくアユが、四条大橋の下流でもたくさん目撃をしております。調査でも確認をしております。ところが、四条大橋のすぐ下に落差工があるんですが、残念ながらこの堰がなかなか越えられずに、この上には天然のアユは認められませんでしたので、写真にありますように、左側が現状なんですけど、それを右側のほうに変えました。

ここには、工作物を設置するということがなかなか難しいので、落差工の下、これが要は、この落差自体は70cmぐらいで越えられない高さではないんですが、写真にありますように、水が落ちて落下しているところは水たたきというんですかね、非常に水深も浅くて魚がじっとしてられない状況にあります。堰を越えるときには、かなりの魚がジャンプして越える必要がありますので、そのジャンプをする水深というんですか、魚が勢いをつけられるような形でそこを水深を30cmから40cmぐらいになるようにかさ上げをして、その落差もそれで低くなりますし、ジャンプする、助走する距離をつけるという目的でやりました。

なお、ここには景観のことも配慮しまして、天然の竹材を使って、水位を上げたという経過があります。残念ながら、この間、5月の下旬から7月下旬まで設置をしたんですが、ここを越えていくアユというのが実際には3尾と2尾というのが確認されただけです。これにはいろいろ原因があると思っておりますが、なかなかこの写真では出てないんですけど、手前側に堰状になってないところがありまして、そこを登ったものがかなりあったんじゃないかなというふうに思います。これについては、現在三条―四条間の調査を実施しておりますので、魚の分布調査ということで、どこまで登っているかということ、今後確認していきたいというふうに考えております。

なお、この写真につきましては、特にジャンプしている写真、私も何回か挑戦したんですが、ピンぼけ写真ばかりでなかなかうまくとれなくて、京都市の方に提供をいただいております。

それから、この結果につきましては、この9月30日にシンポジウムというのが京都大学の防災研究所のラボラトリーで報告されることになっておりますが、きょうのところは時間の関係もありますので、これぐらいにしておきます。シンポジウムの案内については、ビラを持ってきておりますので、よければ私のほうにおっしゃっていただければ、お帰りのときにでもお渡ししますので、よろしく申し上げます。以上です。

○金田座長

アユに関心のある方で、シンポジウムについての情報は、事務局でお持ちだということ
でございますが、何かご質問はございますか。はい、どうぞ。

○久保

この数の、教えていただきたいんですが、恐らく間違いはないと思うんですけども、
この匹数なんですけれども、以前にも聞かせていただいたことがあるんですけども、横か
ら見ていて、人目による目視ということでしたかね。

○竹野（京都府水産課）

目視観察で、堰が3段ありますけども、3段目を超えて上へ上がってきたやつを数えて
おります。

○久保

目視でカウントをして、推定は、それに合わせてこれぐらいの期間やったらこれぐらい
のはずだろうということの推定ですね。

○竹野（京都府水産課）

そうです、はい。

○久保

裏側のこの3匹、2匹というのも、これも目視なんですね。

○竹野（京都府水産課）

目視で、実数です。

○久保

ほぼ実数。間違いなく実数。

○竹野（京都府水産課）

はい。ただし、さきも申しましたように、飛び越えるようなものがなかなかなかったの
で、実際にはっきりと確認できたのはこれだけです。

○久保

これだけということですか。わかりました。

○金田座長

ほかにご質問。はい、どうぞ。

○松井（恒）

龍門堰で去年が2万匹でことしは1万匹上がってきてるということで、それが去年は団

栗のどこまで上がってきて、団栗でたくさんとれたという報告をお聞きしたと思うんですけども、この四条大橋のところで、工作物の設置が難しいというのは何か規定あるんですか。魚道をつくる。

○金田座長

事務局のほうで何か。

○竹野（京都府水産課）

1つは、龍門堰の場合は、この堰の一部に実際に魚道ではないんですけど、魚道に使えるような構造物がありましたんで、それを活用することができました。ところが、こちらは、全面的に50mぐらいの範囲にわたって一律の構造物なんで、ここに全面的にするというようなものは、流れも非常に強いところですので、難しいだろうということでやりました。あと、落差工本体もかなり古いものですので、それに余り手を加えるということは、落差工そのものが崩れる可能性もありましたので、今回は控えました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

私、前から言ってるんですが、2万とか3万とかが上がって行って、どのぐらいの期間今の登れないところでアユはどういう状況でどうなっていたのか、教えていただけませんか。

○竹野（京都府水産課）

四条大橋についてはちょっとわからないんですが、龍門堰の場合は、ここの写真が出ますけれども、堰の下にはかなりこういう魚が、アユですけども、群れた形になってます。小さいものは何度も何度も飛んではねて上ろうとするんですが、魚道がないと上れない。さらに、ここにはサギとかカワウだとか来ますので、そういったものにも食べられてもおりますし、堰の下に滞留しているというのが現状でした。

○田中

ということは、この四条大橋のところで行けないから、たまって、すごい数のアユだと思うんですが、何かそのほかの野生動物の餌食になってしまってるということですか。それとも、大部分はまた下流へ行ったということですか。

○竹野（京都府水産課）

先ほどもちょっとありましたが、四条大橋のすぐ下には、団栗橋がありますけども、そ

ここに深みがございます。そこにかんりのアユが確認されております。実際に釣っておられる方もたくさんおられましたので、そういったところで過ごしたものは、秋にまた産卵のために下へ下ったものもあるというふうに考えております。

○金田座長

いかがでしょうか、ほかにご質問ございませんでしょうか。

数だけで言うと、龍門堰と四条の堰との差が大き過ぎて、理解が難しいんですけれども。これは、ことし、こういう結果だったとして、来年もまた今のところ実施予定でしょうか。

○竹野（京都府水産課）

はい。四条大橋、まだこれからも追加の調査をするんですが、その結果を見て、検証しながら、この方法でいいのかどうかも含めて検討していきたいと思います。いずれにしても、去年の調査ではここまでしか上ってこれませんでしたので、これよりも上に上らせる方法というのをほかにないかということを検討したいとは思っております。

○金田座長

そうすると、結果としては、龍門堰のほうはうまく機能していて、四条大橋のほうは十分機能してるかどうかわからないという状態で今のところはあるということになるわけですね。それはまた改良されるかもしれないし。

○竹野（京都府水産課）

はい。

○田井中（京都府建設交通部理事）

龍門堰でございますけれども、今、鴨川の七条より下流につきましては、河川改修を検討してございまして、当然龍門堰につきましても、どういうふうにその改修の中で取り扱うか、今検討指定しているところでございまして、少しそういうのがまたはっきりしてまいりましたら、府民会議でもまたご報告をさせていただければと思います。当然30年に1回を流す上では、こういう固定堰みたいなものは当然流下阻害をするものになりますものですから、どういう形で対処していくか、今いろいろ検討もしてございますので、そういうなんも含めてご報告をさせていただければと思っています。

○金田座長

そうすると、その中には固定の魚道の設置という可能性も入るわけですか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

その辺については、堰自体をどういうふうにするのか、固定堰というのは、流下能力を

固定させてますので、それ以上流れないもんですから、それをもう少し下げるとか、統合するのか、いろんな、どうするのかというのをしめないと、その地点で結局必要な水が流せないようなことになってしまいますので、統合するのか、少しもう少し切り下げても大丈夫なのかとか、いろんなやり方、いろいろバリエーションがございます。

○金田座長

堰自体を切り下げる可能性もあるということですね。

○田井中（京都府建設交通部理事）

はい。要は、ネックと言いまして、固定堰というのは、水をとられるためにある高さを保持されてるので、洪水を流そうとすると、その高さが邪魔して、水の流れる量が固定されてるんで、足りない場合は、いろんなやり方がございます。今そういうのも、これは取水の堰でございますので、いろいろと検討してございますので、はっきりしてまいりましたら、またご報告をさせていただければと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○土屋

非常に幼稚なことをうかがいます。このアユが遡上するんですけど、産卵はどこでやるんでしょうか。

○竹野（京都府水産課）

いえ、アユの場合は、いわゆるコケというんですが付着珪藻を食べて成長するためにそういうこのコケが生えてる水域へと上ってきます。産卵のほうは、どちらかというと海までは行きませんが、30kmか20kmか、それに近いところですね、中流から下流域に下がります。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

アユにとっては、この堰というのは必要なんでしょう。その流下能力、魚道をつくらないといけない。その流下能力云々の問題で、堰がどうかなるんですか。

○田井中（京都府建設交通部理事）

もう少しご説明します。龍門堰というのは、農業用水を取水するために水をためて、そこから水をとって左右岸にある農地に、農業用水を供給するために固定堰でございます。

ところが、その固定堰にありますさつき水産課が言われたように、河道の中に出っ張りみたいな形についてますので、非常にギャップがある、高さがあると。そうすると、魚が下流から上ってきたときに、そのギャップを超えられないので滞留をしていたと。ですので、今回少しこういう竹みたいなやつで仮の段をつけられて、ギャップを一段一段のギャップを細かく、低くされたので、上っていけるようになって、龍門堰の上に上られるようになりましたというのが、今のご報告でございまして、お魚自体として、堰が要る、要らないというよりは、アユが上流に遡上するときに、障害になっているということです。同じように、河川も上から水を流してくるときにそういう高いものがありますと、高さが上で制限されてるんで、本当だったら、例ですけど、5mの高さで流さないといけないのが、水をとるために3.5mしか高さがとれてないと、流せる量が少ないんで、何らか改善をしないと必要な洪水が流せないんで、少し今その改善策を検討しているということです。

ですので、取水堰というのは、そこから農業、自然に水をとって、地域の、農地に水を配ろうとしたときにその高さが必要だったんで、その高さの取水堰が固定堰という形であるということでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はございますか。

今の話は要するに、農業用水をとるために水位を高くするために堰がつくってあったんだけど、それは治水の上と、魚が遡上するためには障害になっているという話なんで、そこの調和を考えて、改修の方法を検討されていると、そういう理解だと思います。ほかに何か。

それでは、そういう形で実験していただいているという状況で、その後の検討結果がありましたら、またご報告をいただくということにしたいと思います。

(6) 「京の七夕」事業の開催結果について

○金田座長

それでは、その次の議題に入らせていただきます。議事の6番目です。「『京の七夕』事業の開催結果について」、説明お願いいたします。

○上田（京都府観光課）

観光課上田と申します。座らせていただいて、説明させていただきます。

京の七夕事業の開催結果ということで、2年前から京の新たな夏の風物詩として、鴨川河川敷で開催させていただいております。期間につきましては、8月4日から13日の10日

間ということで行わせていただきました。場所につきましては、鴨川会場、御池大橋から四条大橋と、堀川会場につきましては、今出川通りから御池通りということになっています。来場者数につきましては、約73万3000人ということで、前年比93%となっておりまして、鴨川につきましては42万5000、昨年99%。堀川については30万8000、昨年87%と若干減っているんですけども、去年は10日ずっと好天が続いておったんですけども、ことしは若干ちょっと雨の日もあったというのと、あと、ロンドンオリンピックの中継等の時間と重なったというところで、若干減ったのかというふうに分析をさせていただいております。実施主体の中には、鴨川を美しくする会に入らせていただいております。鴨川事業の中で、内容といたしまして、鴨川納涼の連携ということで4日、5日、美しくする会さんとやらせていただいて、あと、竹と灯りの散策路ということで、納涼床協同組合さんと連携して、七夕飾り等をやらせていただいております。

あと、最終日の翌日に美化活動ということで、鴨川を美しくする会さんと関係者の方、それと府の関係者も集まらせていただいて、参加をさせていただいております。

下の写真ですけども、これは、竹のオブジェのところ、真ん中に西陣織さんに協力いただきまして、西陣織の短冊を飾らせていただいて、周りには友禅の帯を飾らせていただいております。真ん中の写真につきましては、鴨川納涼さんのにぎわっているところの写真でございます。それと、一番右端につきましては、これは三条大橋と御池大橋の間にあります風鈴灯で、竹の編んだものの中に、LEDの光を入れて、風鈴をつけて音を立てる。周りでお香をたいて、そういう雰囲気を出しているというふうなものでございます。以上報告を終わらせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。何か質問ございますでしょうか。

そういたしますと、本日の準備された議事は終わったということになります。

何か全般的に、特にご発言がございますでしょうか。

○杉江

議案には載ってありませんが、鴨川の河川敷の整備工事の関係ですが、御池―三条間既に終了しておりますし、平成23年度は三条から先斗町の児童公園のあたりぐらまで終了しております。そして、この24年度の恐らくこの秋から、いわゆる本年度中に四条まで整備が完了すると思います。この整備については、五条のほうまで行くというようなことを以前たしか聞いた覚えがあります。24年度で四条までは完了しますが、それより南ですね、

下流域は整備計画がどうなっておるか、ちょっと事務局にお伺いしたいと思っております。
以上です。

○金田座長

整備計画についてお願いします。

○田井中（京都府建設交通部理事）

今のところ、今年度中にまた12月ごろから春、桜の季節前ぐらいまでに四条大橋までつくらせていただいて、その後、どうしても四条大橋以降は、河川敷の幅も短くなりますので、三条―四条は芝生みたいなのもさせていただいたんですが、なかなかそこまでとるだけの幅がだんだん、御存じのようにみそそぎ川に寄ってまいりまして、狭くなっていきますので、引き続き整備はしてまいりたいと思っておりますが、今少しその辺どういうふうにするのか、一番いいのは今やらせていただいているような土系の舗装をさせていただいて、がたがたしているのをなくしていくとか、またその辺は少し検討させていただいて、皆様のご意見を聞きながら、なかなか緑を入れるほどの幅がないんで、その辺についてはまた検討いたしまして、ご意見を聞きながら四条大橋以降について進めさせていただければと思っているところでございます。

○金田座長

はい。

○新川

一番最初の今後の議論課題に絡んでくるところもあって、発言の場所がちぐはぐして申しわけありませんが、きょうの2番目の課題でもありましたように、条例の実施状況そのものについて、現時点ではきちんとやっておられるということはよくわかるのですが、同時に、現時点での条例の適用については、相当制約が多いなというのが客観的にあって、支川についての取り扱いを初めとして、むしろ今後検討すべき状況が多いのではないかと印象を持ちました。合わせて、本条例そのものの役割といたしますか、機能という観点で見ますと、やはり条例の規定内容そのものにもかなり限界といたしますか、制約が見られるのではないかとというのがきょうのご発言の中でもいろいろあったかと思えます。そうした観点から、1つはやはり、条例の適用区域、環境保全区域の適応ですが、これについて抜本的に見直しをしていく時期に来ているのではないかとというのが1点目であります。

それから、2つ目は、以下はむしろ条例そのものを今後どういうふうによりよく改正をしていくのかという議論にかかわります。その中で1つ目はやはり既存不適の問題とい

うのをどういうふうにこれから考えていったらいいのか、なかなか現にあるものですから、難しいのですが、そうしたところをどう考えていくのかというのが1点目です。それから2点目はやはり現時点でも規制の対象に入らないところの仮設構造物や一定規模以下の土工の問題があります。規制基準が本当にこれでよろしいのかという、そういう観点を今後検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。3点目は、河川の言ってみれば環境の質の問題までこの条例が入り込めるとすれば、河床のヘドロの問題、先ほど出ましたけれども、基本はやはり河川の汚濁についての総量規制ができていないということが明らかだということでもあります。今のところ、土砂その他の流入規制だけがかかっているわけですが、鴨川という河川そのものが持っている環境容量、そこに、言ってみれば、人、その他が流し込むものの総量というのに限界があります。その処理量を超えているところでいろんな問題が発生するというふうに考えたほうがいいだろうということでもあります。そういう河川環境というのは総量規制からどう考えるのかというのが、この条例の範囲にどこまで入るか難しいのですが、こういう議論をぜひしていただきたいというふうに思っております。

それから、4つ目は、景観の問題を私も気にかかっておりまして、この条例でどこまで河川景観ということについて議論できるのか難しいのですが、京都市も京都府も景観ということについては相当配慮してこられているということがあります。そして、自然景観についてこれまで条例等つくっておられましたが、これはどちらかといえば、大規模開発規制のような観点で議論されてきているところがあって、この河川というのに特化をして、しかもこの河川にかかわっている一人一人の市民の目から見た景観ということについては、ほとんど配慮がないという状況でもあります。京都市の景観条例は、そののところを乗り越えて、まちのデザインに議論を移していく、そういう観点を取り入れています。

さて、私たちはこの鴨川の自然景観というのをどういうふうにデザイン的な観点で議論できるのか、これも今後の検討課題にしていきたいということで、どちらかといえば、議論の課題のところ、条例そのものをどういうふうに考えているのか、考えていったらいいのかという点が、ごっそり抜けている感じがしましたので、少し最後になりましたが、改めて問題提起をさせていただいた次第です。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。先ほどからの議論でも水質についての検討をしていただいて、またご報告いただくということになってますし、既存不適合のものについての問題の指摘

もございまして、それも今後の課題であるということは確認していただいたんですが、さらにその水質についていえば、単に質だけでなく、総量規制の問題が絡まるという今のご指摘でございます。それから、河川の鴨川条例で景観をどのように考えるかというところは、鴨川条例そのものが明確には考えていないので、それについてどういうふうを考えるべきかという議論をすべきだろうという話でございます。そして、それらを含めてその規制の対象や基準についても、そういったものも含めて、条例そのものについても検討すべき段階に来てるのではないかとのご指摘だろうと思います。確かに鴨川条例自身が進化する条例という形で設定されておりますので、これは必要なことだろうというふうに理解しております。これにつきましても、確かに延々と何も本質的な議論をせずに進めるというのも一定期間は必要だと思えますけれども、ずっとそうであっていいということではないと思えますので、今の最後のご指摘も含めまして、我々としては考えるべきことだろうと思うんですけれども、その日程も含めてご検討いただけたらと思います。

○田井中（京都府建設交通部理事）

非常に貴重なご指摘いただきましたので、どういうふうに取り組むかどういふふうな形で議論をし始めるかという部分もございまして、少し持ち帰らせていただいて、検討した上でいろんなところで、そういうことについてもご議論をしていただけるようなことを検討してまいりたいと思っております。

○金田座長

それでは、本日はいろいろな今後の大方針にもかかわってご注意いただきご指摘をたくさんいただきました。まだこの鴨川府民会議の役割は完了しているところか、いろいろと問題を発見している状態だと理解しておりますが、引き続きまたご議論をお願いしたいと思います。

また次回の日程等は改めてご照会があるものだろうと思っておりますが、本日の会議はこれにて終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○田井中（京都府建設交通部理事）

それでは、金田先生どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の予定は終了いたしました。次回の日程につきましては、11月ごろを予定してございます。事務局で調整の上、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それではこれにて解散とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。